

建設環境常任委員会会議録

[令和4年9月定例会]

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 建設環境常任委員会 審査日程

令和4年9月12日(月) 会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ペー ジ
9:00	認 定 第8号	令和3年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	上下水道 料金総務課 工務課	3
	認 定 第12号	令和3年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	上下水道 料金総務課 工務課	11
	認 定 第13号	令和3年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	上下水道 料金総務課 工務課	23
	議 案 第43号	字の区域の変更について	区画整理課	31
	議 案 第40号	筑紫野市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	維持管理課 (現地)	35
	議 案 第41号	市道路線の認定について	維持管理課 (現地)	35
	議 案 第42号	市道路線の変更について	維持管理課 (現地)	35
	所管事務 報 告	J R 二日市駅西側乗降口の現状について	土木課 (現地)	37
	所管事務 調 査	里道の管理状況について	維持管理課	38
	所管事務 調 査	地下河川の状況について	土木課	40
	所管事務 調 査	急傾斜地崩壊対策について	土木課	45
	所管事務 調 査	都市計画道路見直しについて	都市計画課	46
	所管事務 調 査	天山地区の元パチンコ店の現状について	都市計画課	50
	所管事務 報 告	森林環境譲与税の更なる活用について	農政課	53
	所管事務 調 査	農村地域の防災減災事業について	農政課	56
所管事務 調 査	農業関係補助事業について	農政課	58	

筑紫野市議会 建設環境常任委員会 審査日程

令和4年9月12日(月) 会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ペー ジ
	所管事務 報 告	令和4年度筑紫野市生活環境保全連絡会について	環境課	65
	所管事務 報 告	水質調査等の結果について(平等寺地区)	環境課	68
	所管事務 報 告	市内の産業廃棄物処理施設について	環境課	71
	所管事務 調 査	エコセンチュリー21(株)産業廃棄物処理施設計画の状況について	環境課	76
	所管事務 報 告	新型コロナウイルス感染症に対する中小企業者等への支援事業について (1)筑紫野市第2回観光事業者緊急支援事業 (2)地域活性化商品券補助事業 (3)家計応援・キャッシュレス決済普及促進事業	商工観光課	81
	所管事務 調 査	インボイス制度について	商工観光課	87
	所管事務 調 査	令和4年度 事務事業の進捗状況について	建設部 環境経済部	91

令和4年第4回（9月）筑紫野市議会定例会
建設環境常任委員会

○日 時

令和4年9月12日（月）午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（6名）

委員長	白石卓也	副委員長	西村和子
委員	田中允	委員	下成正一
委員	原口政信	委員	宮崎吉弘

○欠席委員（1名）

委員長 大石泰

○傍聴議員（8名）

議員	山本加奈子	議員	八尋一男
議員	辻本美恵子	議員	坂口勝彦
議員	段下季一郎	議員	上村和男
議員	前田倫宏	議員	城健二

○出席説明員（27名）

建設部長	森下義明	都市計画課長	轟治峰
計画担当係長	堀尾圭吾	建築課長	永利啓次
土木課長	山田学	土木整備担当係長	江口裕征
維持管理課長	菊武秀明	維持管理課長補佐	山内和彦
区画整理課長	山田和成	区画整理担当係長	三浦隆
区画整理担当主査	一色智志	区画整理担当主任	田頭徹朗
環境経済部長	野田清仁	環境課長	虫明しのぶ
環境保全・廃棄物担当係長	荒井健治	農政課長	八尋優一
農政担当係長	橋本泰晴	農林土木担当係長	松永崇臣
商工観光課長	川口隆	商工観光担当係長	武藤智史
商工観光担当主任	市川智美	上下水道料金総務課長	伊藤幸満
財務管理担当係長	結城哲雄	料金担当係長	大塚哲司

上下水道工務課長補佐 井上徹哉

水道担当係長 鶴岡靖生

下水道担当係長 新山武志

○出席事務局職員（4名）

局長 嵯峨栄二

課長 大久保泰輔

係長 栗原忠

主任 森敬

開会 午前9時00分

○委員長（白石卓也君） 皆様、おはようございます。時間は少しだけ早いですが、建設環境常任委員会を開会いたします。

続きまして、傍聴の件をお諮りいたします。

初めに、8名の議員が委員会の傍聴に出席しておりますので、先に報告しておきます。

会議に入ります前に念のために申し上げますが、会議中発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願い申し上げます。発言の際は、ハウリングの防止のために、口元にマイクを近づけて発言してください。

皆様に改めて申し上げますが、委員会中はマスクを正しく着用してくださいますようお願い申し上げます。また、この常任委員会会議録は後日ホームページに公開されますことを申し添えます。

それでは、お手元に配付しております日程に従い本日の会議を進めます。

それでは、議題に入ります。

野田環境経済部長がお見えですので、御挨拶をいただきます。併せて執行部の紹介をお願いいたします。

部長。

○環境経済部長（野田清仁君） 皆様、おはようございます。環境経済部長を仰せつかっております野田でございます。よろしくお願いいたします。

建設環境常任委員会の皆様方には、日頃から御理解、御協力を賜りまして、ありがとうございます。本日、認定議案が3件、所管事務調査が5件、所管事務報告が5件ございます。よろしく御審議賜りたく、また、よろしくお願ひしたいと思っております。

本日、職員が出席しておりますので、まず、上下水道部料金総務課職員から自己紹介させていただきます。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 皆さん、おはようございます。上下水道料金総務課長をしております伊藤と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○料金担当係長（大塚哲司君） 同じく上下水道料金総務課料金担当係長をしております大塚です。よろしくお願いいたします。

○財務管理担当係長（結城哲雄君） おはようございます。上下水道料金総務課の財務管理担当係長をしております結城と申します。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（野田清仁君）　続きまして、上下水道工務課でございます。工務課の深見課長が、諸事情がありまして、本日欠席をさせていただいております。代わりまして、3担当ございまして、担当係長が出席させていただいております。自己紹介させていただきます。

○水道担当係長（鶴岡靖生君）　上下水道工務課水道担当係長をしております鶴岡といいます。よろしく申し上げます。

○下水道担当係長（新山武志君）　上下水道工務課下水道の担当をしております新山といいます。よろしくお願いたします。

○上下水道工務課長補佐（井上徹哉君）　おはようございます。上下水道工務課給排水担当係長をしております井上と申します。よろしく申し上げます。

○環境経済部長（野田清仁君）　どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（白石卓也君）　それでは、認定第8号、令和3年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。本件について執行部から説明をお願いします。

伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君）　それでは、令和3年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明させていただきます。

まず、事業の概要を若干説明させていただきます。委員会説明資料1ページ、こちらの委員会資料になりますけども、こちらの1ページのほうをお開きください。

本市では五つの地区、御笠、阿志岐、平等寺、吉木、山口で汚水の処理を行っております。それぞれの地区の事業採択年度、供用開始日、水洗化戸数などを記載しておりますので御参照くださいますようお願いいたします。

次に、委員会資料の2ページのほうをお開きください。

事業の概要です。

五つの処理区の令和4年3月31日現在の排水区域内戸数1,264戸に対し、水洗化戸数は1,195戸となっております。前年度と比較しますと、区域内戸数及び水洗化戸数が、それぞれ4戸、2戸の減となっております。令和3年度末の未水洗化戸数は69戸で2戸の減、水洗化率は94.5％となっております0.1％上昇しております。

（2）の使用料滞納状況以降は決算説明の後に御説明をさせていただきます。

それでは、令和3年度の決算につきまして御説明させていただきます。

決算書の487ページをお願いいたします。本来487ページからですが、歳入歳出決算につ

きましては事項別明細書で説明をさせていただきたいと思いますので、494ページ、495ページをお開きください。

まず、歳入の1款分担金及び負担金1項分担金1目農業費分担金1節農業集落排水事業費分担金、予算現額15万2,000円に対し収入済額、右ページの収入済額になりますけども、75万円、新規接続5戸に対する分担金の収入となっております。

2款使用料及び手数料1項使用料1目1節農業集落排水施設使用料、予算額4,160万5,000円に対し収入済額は4,241万5,020円となっております。収納率的には、両方、現年度と過年度合わせて95.7%、現年度99.38%、過年度分が37.1%というふうになっております。

2項手数料1目1節農業集落排水施設手数料、予算額2,000円に対し収入済額1万5,900円、こちらは督促手数料の収入となっております。

次に、496、497ページをお開きください。

3款繰越金ですが、事業費や公債費等の歳出が使用料等の歳入を上回っている分については一般会計からの繰入れを受けております。

1項繰入金1目1節一般会計繰入金の予算額1億7,586万9,000円に対し収入済額1億7,069万4,191円であり、用途の大半は公債費の返済原資となります。

4款諸収入1項1目雑入のうち1節消費税還付金、予算額1,000円に対し収入済額8,681円、2節その他収入は予算額3,000円に対し収入済額200円となっております。こちらはエアコンの使用料という形になっております。

歳入合計は496ページ、一番下の左から4列目ですが、予算現額2億1,763万2,000円に対し、497ページの一番下の右から3番目、収入済額は2億1,388万3,992円で行いました。

次に、歳出です。489、499ページをお開きください。

1款農業集落排水費1項農業集落排水事業費1目農業集落排水施設維持管理費の予算額は7,843万7,000円。五つの処理区の維持管理費として、右のページ、支出済の欄ですが、7,468万9,628円を支出しております。

内訳といたしまして、備考欄に事業ごとの明細を記載しておりますが、主なものとしては、10節需用費の電気料金と修繕費、11節役務費の手数料、汚泥処理及び施設維持管理が主なものとなってまいります。そのほか、職員給与費として正職員1名分の人件費を支出しております。

次に、2款公債費です。1項公債費の予算現額は1億3,919万5,000円に対し1億3,919万4,364円を償還しております。

その内訳は、一番下の元金が1億2,188万1,682円、次ページ、500、501ページですが、利息が1,731万2,682円です。

歳出合計は、予算額、一番下の左から5列目になります、2億1,763万2,000円に対し、支出済額は右ページの一番下、右から5列目、収入済額と同額の2億1,388万3,992円です。

502ページの実質収支に関する調書ですが、1,000円単位となっております。今まで説明いたしましたとおり、歳入歳出とも2億1,388万4,000円、実質収支額はゼロ円です。

委員会説明資料の2ページに戻っていただきます。

(2)の農業集落排水施設使用料の滞納状況ですが、令和3年度決算における滞納状況は38名、189万5,570円、現年度分が26万2,240円、過年度分が163万3,330円となっております。

3、一般会計繰入金の内訳ですが、令和3年度の地方公営企業繰出金について、令和3年4月1日、総務副大臣通知の基準内によるものが6,288万4,000円、基準外が1億781万円となっております。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

令和3年度以降の起債償還予定を記載しております。

元利償還額は、令和2年度をピークに令和3年度以降は徐々に減少し、令和15年度までに償還を終了する予定となっております。

次に、委員会資料4ページをお開きください。

令和3年度の企業債明細書をつけておりますが、令和3年度末現在での借入金の未償還残高は、一番下の左から3行目になりますけども、約7億300万円となっております。

以上が令和3年度農業集落排水事業特別会計決算の概要でございます。よろしく御審議の上、認定賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部からの説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

○委員（田中 允君） どっからでもいいと。

○委員長（白石卓也君） 今、説明された分はいいです。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 2点あるんですけど、1点目が、説明資料の2ページ、今、説明されました(2)の使用料の欄なんですけど、これ、前回の決算の分までは、1件、2件という「件」で表示されとったんですけど、今回から、これ、38人、「人」になってるんですけど、これは独居世帯とかいろいろ加味された上での「人」になったんでしょうか。

○委員長（白石卓也君） 大丈夫ですか。答弁できますか。1回休憩しましょうか。
結城係長。

○財務管理担当係長（結城哲雄君） 決算説明資料2ページの（2）滞納状況の表記の件
でございますけれども、昨年は「件」で表記させていただいてたんですが、こちらにつき
ましては、正しくは「人」だったので、今回から訂正して正しい形で表記させていただ
いております。申し訳ありませんでした。

○委員長（白石卓也君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今、説明がありましたけど、これ、使用料ですね、令和元年度と
2年度、それから、今回は2年度と3年度の数字が書いてあるんですが、額面は一緒なん
ですよ。単なるミスだったのか、それとも意図があって変更されたのか。書き間違いと
いうふうに今言われましたけど、そこを聞きたいんですが。

○委員長（白石卓也君） しばらく休憩します。

休憩 午前9時16分

再開 午前9時17分

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 申し訳ございません。単なる表記の間違いだけ
でございます。実際に「件」と「人」で数字が変わるということはございません。申し訳
ございませんでした。

○委員長（白石卓也君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） もう1点、不納欠損まで行ってないのかな。7ページ、行きまし
たっけ。まだ行ってないですね。失礼しました。

○委員長（白石卓也君） 質問ではまだありません。

田中委員。マイクのスイッチをお願いします。

○委員（田中 允君） 今のページですけど、2ページですがね、もう1回、一般会計繰
入金の内訳について、市の単独とか公的から国の機関とか補助金が出るとか、その内訳を
教えてもらえませんか。

○委員長（白石卓也君） 伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 一般会計の繰入金、こういった基準で繰り入れ

ているかというところの説明になりますけども、繰入金自体は、基準内、基準外と分けて繰入れを行っているような状況でございます。基準内については毎年度、先ほど説明しましたが、総務副大臣から通知があっているもので、下水道事業と効率的な経営基準を行ったものとして回収が困難なものについて一般会計から繰入を行うものとされているというような状況でございます。

内容については、分流式の下水道に要する経費、それと高資本費対策に要する経費、臨時財政特例債の償還に要する経費、これをもってしても収入が不足する分、この分については基準外繰入金として繰入を行っているような状況でございます。多くが公費の償還に利用しているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 要するに、これ全部、市の単費ということでございますかね。

○委員長（白石卓也君） 伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 委員のおっしゃるとおりでございます。全部市の単費ということで。

○委員長（白石卓也君） しばらく休憩します。

休憩 午前9時20分

再開 午前9時21分

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 全て市の単費というふうになってまいります。

○委員長（白石卓也君） 下成委員。

○委員（下成正一君） お尋ねいたします。水洗化率についてお尋ねいたします。

今年ちゅうか、令和3年か4年にかけて、1%程伸びておりますけども、徐々にではあります。水洗化率の100%に向けて可能かということ、未水洗というんですかね、その理由はどいがあるかということをお尋ねいたします。

○委員長（白石卓也君） 伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 今現在、未水洗化戸数が69戸ということで、未水洗化世帯については、水洗化の普及促進のため、まずは未水洗化の理由を調査している

ような状況でございます。

未水洗化の理由としては、やはり経済的な部分が多ございます。あとは家屋の老朽化、これにより設置が困難であるという理由がほとんどでございます。法的には義務となっており、生活の実情に合わせてお願いをしているところではございますけども、なかなかその辺がうまくいかず、水洗化ができていないというような状況でございます。

それと、今現在、農業集落排水の処理区域は農山村部に存在し、全体的に世帯数と人口とも減少傾向になっているというような部分もございます。令和3年度と令和2年度の5処理区を比較すると、分家等により新設世帯が5戸増加し、吉木処理区で1戸、山口処理区で4戸、それぞれ増加する結果となっている一方で、御笠地区では7戸の減というようなことで、農山村部に位置することから、転入や転居、異動は少ないんですけども、世帯数が少ないことから、少ない異動数が数値にすごく影響しているというような部分もございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 下成委員。

○委員（下成正一君） 課長が最後におっしゃったのは、この2番の……、失礼しました。間違えました。ありがとうございます。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それで、今、普及率は「戸」でなっとるですね、1戸、2戸、世帯というかな。一戸一戸を世帯と考えていいと思うのかな。それと、今さっき「人」と「件」の問題が出ましたけど、これがどういう意味かね、1戸に5人おったら、その38人のうちの5人とか、そのような形になるんですかね。もとの基本の数字の見分け方というか、仕切り方というかな、それについてお願いいたします。

○委員長（白石卓也君） 伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 今の御質問については、多分一番上の戸数の関係だと思われまして、5人おられたとしても、1戸というような形で計算をしております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 引き続き答弁してください。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 滞納状況の「人」と「件」の、「戸」と「人」の関係ですけども、こちらも、そこの1戸が1件、1人というような形で計算しております。

○委員長（白石卓也君） 確認ですけど、38人、決算で出てますが、これは、素直に「件」で読み直していいということですか。今、田中委員が聞いたのは、1世帯に5人いたら、その5人がこの中に入っているんですかっていう話を聞いてるんですよ。

伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 農業集落排水の調定自体が、請求自体が1本でございまして、その1本が5人世帯であろうとも1人というような請求方法になってまいります。ですから、下のほうの38人と書いてありますけども、こちらのほうは1戸と読み替えても大丈夫というような形になります。

○委員長（白石卓也君） ほかにございませんか。いいですか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 関連なんですけど、先ほどから水洗化というものもありますが、もう一つ要因としたら、合併浄化槽を、結局、井戸水を使って合併浄化槽で自分の家屋で処理されているっていう状況も把握しておられますか。入ってるんですかね。

○委員長（白石卓也君） 新山係長。

○下水道担当係長（新山武志君） 下水道担当の新山です。

まだ、農集排のほうに接続されてない建物が浄化槽で処理されてるかということですが、けれども、全てが合併処理浄化槽というわけではないんですけれども、くみ取りと合併処理浄化槽、両方ございます。汚水については、くみ取りか浄化槽か、どちらかで処理をされてある状況です。

○委員長（白石卓也君） 宮崎委員、大丈夫ですか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 私がさっき言ったのは、数を把握されてますかという話をしたんですけど。

○委員長（白石卓也君） しばらく休憩します。

休憩 午前9時28分

再開 午前9時29分

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

新山係長。

○下水道担当係長（新山武志君） 未水洗化のうち、合併処理浄化槽と、あと、くみ取り

がありますけれども、69戸の建物がありまして、そちらについては未水洗化の対象の戸数となっております。そちらに対しても、引き続き、接続のお願いを進めてまいりたいと思っております。

○委員長（白石卓也君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから、認定第8号、令和3年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論される方はありますか。なしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） ありがとうございます。それでは、討論を打ち切ります。

これより採決を行います。認定第8号、令和3年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第12号、令和3年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、執行部から説明をお願いいたします。

伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 認定第12号、令和3年度筑紫野市水道事業決算の概要について御説明いたします。

まず、水道事業会計書の16ページをお願いいたします。こちらのちょっと薄紫色の決算書でございます。

○委員長（白石卓也君） どうぞ。宮崎委員、大丈夫ですか。

○委員（宮崎吉弘君） どうぞ。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） それでは、まず16ページのほう、お願いいたします。

（1）の総括事項ですが、本市の水道事業は、市民の生活が豊かで潤いのある環境づくりを目指し、安定的な水資源の確保とともに、安心して安全な水道水の供給に努めております。

本年度、営業においては、給水人口の伸びの鈍化により給水収益も伸び悩んでいるものの、業務の効率化等により経費の節減を図り、利益の確保に努めているところでございま

す。また、建設改良においては、老朽管更新計画に基づく管路の更新を進めるとともに、第6次拡張事業の一環とし、給水区域の拡張を進めているところでございます。

イの営業についてです。

給水区域内の人口の増加などがございますが、総配水量は前年より7万8,997立方メートル、0.9ポイント減少し、有収率は前年度と比較し1.3ポイント増加する結果となっております。給水人口は8万9,852人、前年比888人増加しております。その結果、行政人口に対する普及率は84.9%となっております。

また、ここには記載しておりませんが、昨年引き続き、水道料金の収入については新型コロナウイルス感染症の影響による減収の懸念がありましたが、引き続き、企業の営業自粛による減収はあったものの、給水人口の増や新型コロナウイルスの影響による巣籠りの需要、一般家庭の料金収入が増加したことで、結果として780万円程度、税抜ではございますけど、増収という結果になっております。

イの営業の概況については以上でございますが、24ページに業務量の詳細を載せておりますので、御参照いただければと思います。

それでは、16ページに戻っていただきまして、ロの建設改良の実績につきましては、後ほど工務課から説明をさせていただきます。

次に、ハの経理の状況でございますが、こちらは後ほど、決算の概要の中で御説明を申し上げたいというふうに思います。

続きまして、17ページ、(2)経営指標に関する事項になります。

令和3年度の経営成績について、経営の健全性を示す経営収益比率は、経営の水準とされる100%を上回る115.07%となっております。また、料金水準の妥当性を示す回収率は106.43%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄っているとされる100%を上回っております。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.95ポイント減の45.2%となっております。法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比1.39ポイント増の5.9%と施設の老朽化が進んでいる状況ですが、今年度更新した管路延長の割合を示す管路更新率は0.37%と前年比で0.11ポイントの減にとどまる状況となっているような状況でございます。

それでは、決算の概要について御説明いたします。決算書の1ページをお開きください。

この決算報告書については、消費税を含んだ額で表記をしております。

まずは、収益的収入及び支出でございます。

これは業務活動における収支でございます。上段の収入ですが、第1款水道事業収益は、予算額合計、1ページの一番右の欄になります、21億2,453万円に対し、決算額、2ページの左端になります、21億5,706万8,407円となっております。

収入の主なものとして、第1項の営業収益では、水道料金の収入が18億円、水道利用加入金が約1億3,100万円でございます。

第2項の営業外収益としては、現金収入ではございませんが、長期前受金戻入として約1億7,500万円の収入を計上しております。

次に、下段の支出でございます。

第1款水道事業費用の予算額合計、2ページ左から2列目になりますけども、19億986万8,000円に対し、決算額は18億6,359万7,709円となっております。

支出の主なものとして、第1項の営業費用では、福岡地区水道企業団や山神水道企業団からの受水費が約9億9,000万円と最も大きいものとなります。そのほか、浄水場等の施設の維持管理費、一般管理費や人件費として3億円、それと現金支出ではございませんが、減価償却費などとして約4億6,000万円を計上しております。

また、2項の営業外費用としては、企業債利息7,700万円、消費税の確定申告に基づき約3,500万円の支払いを行っております。

以上が収益的収入及び収益的支出の概要でございます。収入及び支出の詳細については、こちらの26ページに、消費税抜きの額ではございますが、収入と支出について前年度との比較を掲載しております。また、28ページから33ページにも、消費税抜きの額ではございますが、今回の決算額の節までの明細を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

次に、3、4ページにお戻りください。

資本的収入及び支出でございます。これは、投資活動に係る収支でございます。

決算額については、収益的収入及び支出と同様、消費税を含んだ額で表記しております。

まず、下段の支出でございます。

第1款資本的支出の予算額合計、4ページの一番左の欄になりますけども、8億6,739万2,000円に対し、決算額は8億6,427万5,811円となっております。

決算額の内訳でございますが、第1項、建設改良費が4億2,136万2,301円執行しております。主なものとしたしましては、配水管の新設や老朽管の布設替えのための工事費や設計委託費でございますが、詳細については、後ほど工務課が説明いたします。

それと、第2項企業債償還金、企業債元金の償還を4億4,291万3,510円行っております。次に、この事業費を賄うための財源が上段の収入でございます。

収入の第1款資本的収入の予算額合計、4ページの左になります、2億9,915万2,000円に対し決算額は3億462万69円となっております。

決算額の内訳でございますが、第1項企業債、工事や委託費の財源として2億8,430万円借入れを行っております。それと、第3項負担金、区画整理地内の配水管布設工事に係る負担金などで、2,032万69円の受入れを行っております。

一番下の欄外でございますが、資本的収支については、収入額が支出額に対して5億5,965万5,742円不足しております。この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,517万5,417円、減債積立金1億5,178万3,000円、過年度分損益勘定留保資金3億7,269万7,325円で補填いたしております。

続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

損益計算書です。これは、令和3年度期間中の水道事業の経営成績を表したものでございます。経営成績を明らかにするために、1、2ページの収益的収入及び支出の決算額から消費税及び地方消費税額を除いたものとなります。1年間の業務活動の結果、6ページの下から4行目になりますけども、令和3年度においては2億5,761万2,548円の純利益が発生する結果となっております。これに前年度の繰越利益剰余金の1,015円と、3ページ、4ページで説明いたしましたが、4条収支の不足額を補うための減債積立金を取り崩したため、その合計額が、その他未処分利益剰余金変動額として1億5,178万3,000円計上されております。その結果、年度末の当年度未処分利益剰余金は4億939万6,563円となっております。

この純利益等の未処分利益剰余金の処分についてですが、未処分利益剰余金の処分については、平成28年度決算以降、現金の裏づけのある剰余金のうち、約70%を減債積立金に、約30%を建設改良のための積立てを行うと同時に、毎年度の企業債の償還の財源とし、減債積立金を優先的に取り崩していく方針としているところです。

これを踏まえまして、今年度末の未処分利益剰余金の残高4億939万6,563円、このうち当年度純利益、下から4行目と、前年度からの繰越利益剰余金を合わせた額の70%を減債積立金へ、約30%を建設改良積立金へ積み立てたいと考えております。

また、その他未処分利益剰余金変動額については、令和3年度、減債積立金を取り崩した額が計上されているものですが、現金の裏づけがないため、自己資本金へ組み入れることとしたいと考えております。

具体的には、9ページをお開きください。こちらに剰余金処分計算書案を載せております。一番右の未処分利益剰余金の欄、上から3行目、1億8,032万9,000円を減債積立金へ、4行目、7,728万4,000円を建設改良積立金へ、5行目、1億5,178万3,000円を自己資本金へ組み入れることとするものでございます。

そのほか、決算財務諸表として7ページ、8ページ、また、9ページを飛ばして、11ページ、12ページに貸借対照表、16ページ以降に決算附属資料を添付しておりますので、御参照していただければというふうに思います。

以上が決算の概要及び剰余金の処分の案の提案でございます。

本決算に関連して、委員会説明資料に追加の資料を提出させていただいております。5ページに水源別の配水量の表、6ページには、上段に過去5年の給水収益の収納率の推移、下段に収納率向上に向けた取組、7ページには水道料金、下水道料金の不納欠損についての資料を添付させていただいております。8ページには企業債の元金、利息の償還額と未償還残高の推移と今後の見込み、9ページに補填財源資料、過去5年分の経緯です。10ページから23ページに本年度3月末までに収納や支払いができなかったものを未収金明細、未払金明細として添付しておりますので、御参照いただければというふうに思います。

以上で私からの説明は終わらせていただきます。

続きましては、上下水道工務課が説明をいたします。

○委員長（白石卓也君） 鶴岡係長。

○水道担当係長（鶴岡靖生君） 上下水道工務課の鶴岡です。よろしく願いいたします。

筑紫野市水道事業会計決算書の22ページ、23ページを御覧ください。

建設工事及び改良工事等の概況で、令和3年度に施工しました1,000万円以上の工事11件を記載しております。その工事箇所図につきましては、建設環境常任委員会説明資料の25ページのほうに添付しておりますので、併せて御参照ください。

それでは、まず、1番の東町配水管布設替工事、延長193.8メートル、事業費3,428万1,500円であります。筑紫野警察署から生涯学習センターにかけての老朽管更新工事であります。

次に、2番と3番につきましては関連工事でありますので、まとめて説明させていただきます。

東新町配水管布設替工事（1工区、2工区）、総延長419.9メートル、総事業費7,987万1,000円であります。これは生涯学習センターから二日市東小学校にかけての老朽管更新工事であります。

次に、4番から8番につきましても関連工事でありますので、まとめて説明させていただきます。

六反地区配水管布設替工事（1工区～5工区）、総延長1,011.8メートル、総事業費1億9,221万6,200円であります。これは二日市コミュニティセンターから六反踏切を經由し、杉塚方面にかけての老朽管更新工事であります。

次に、9番から11番は関連工事でありますので、まとめて説明させていただきます。

筑紫駅西口配水管布設工事（その1～その3）、総延長896.1メートル、総事業費4,497万5,700円であります。これは筑紫駅西口土地区画整理事業区域内の新設工事であります。筑紫駅西口土地区画整理事業区域内の水道工事につきましては、一部残っておりますけれども、令和3年度でほぼ完了したところであります。

以上で、令和3年度に施工しました水道建設工事及び改良工事等の概況説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定及び御可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今、説明いただきました布設替工事、これにあってお尋ねしたいんですけど、1番から11番まで1,000万円以上の工事の説明を受けましたが、この3番の東新町の配水管布設替工事だけ、パイプがφ300なんですよね。ほかのところを見ますと、1,000万以下の工事が入ってるのかどうか分かんないんですけど、ここのφ300になっている、口径が物すごく大きいんですけど、その理由を教えてくださいいいですか。

○委員長（白石卓也君） 鶴岡係長。

○水道担当係長（鶴岡靖生君） 今おっしゃられた口径の大きさによってのお話だと思いますけども、場所によって給水をする世帯の数だったりとかいうことを新設する際に水理計算というのを行いまして、それで口径の大きさというのが決まっております。ですので、場所によって300があったり250があったりというところになっております。

ですので、そこを実際、老朽管、40年経過した管を布設替えするところを選定しまして、結果、3番だけφ300という口径が大きくなっておりますけども、そういうふうな管路の設定になっておるところでございます。

○委員長（白石卓也君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 大体想像がついてたんですけど、ただ、じゃあ布設替えする前、

既存の老朽管も、要はφ300であったということで考えてよろしいですか。

○委員長（白石卓也君） 鶴岡係長。

○水道担当係長（鶴岡靖生君） はい。そのとおりでございます。

○委員長（白石卓也君） ほかにありませんか。

原口委員。

○委員（原口政信君） 総括事項のところで、事業会計決算書なんですけど、給水人口が8万9,852人で、前年度より888人増加したということで、これ人であるのがいいのか、世帯数で書いてもらうほうが分かりやすいような気がするんですが。これって、今、本管工事を引いてらっしゃるところに888人の方が新規で家を建てられたということでしょう。そこをまずはお聞きしたいんですけど。

○委員長（白石卓也君） 伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） こちらについては、給水区域内のあくまでも人口ということで、888世帯、家が建ったというわけではなしに、その中の人口が888名増えましたよというような形になっております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 聞きたかったのは、本管工事を引いて、そして既存の御家庭、いわゆる井戸水でやってらっしゃるところ、そこ辺りの普及率がかなり遅いというふうに聞いてますし、それだったら今後、御笠の一部、山家、それから西小田辺りが、既存の家が大きくて、どうしても受益者負担がかなりかかると。新築の家だったら、家を建てるときのお金にもうぶち込まれて、ローンの中に一切合財入ってしまうから、そう負担はないんですけど、既存の方が、前から井戸水に依存してらっしゃるところが、それを30万から50万ぐらいかかるというふうに私は聞いておりますが、そして、水道料金をなおかつそれから払っていくということになれば、今現在、本管工事が来てるところで、既存のところでの普及率がどれぐらいあるのかなと。かなり少ないような気がするんですけど、その辺はどうなっているか、お答えいただけますか。分かる範囲内でいいですよ。

○委員長（白石卓也君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時09分

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 先ほどの御質問です。普及率ですけども、一応市内全域——24ページになります、決算書の。こちらの上から5行目、普及率84.9%とあります。一応こちらについては、市内全域と比較した水道の普及率というふうな形になってまいります。

委員から御質問があった給水区域ですね、こちらについて、まだ給水区域に入っていないところ、山家とか御笠、西小田、こういったところを除いた区域内の普及率というふうな形になると90%というような結果となっております。一応こういった給水区域外、こういったところも、できる限り早い形で給水区域内に取り込めるような形で、日々努力していくというようなところで御理解していただければというふうに思います。

私からは以上です。

○委員長（白石卓也君） いいですか。質問者は。

○委員（宮崎吉弘君） いや、大丈夫です。

○委員長（白石卓也君） 大丈夫ですか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 16ページです。総配水量と有収水量が差があるんですけども、その理由ですね、説明をお願いします。

それと17ページ、経営指標の推移ということで書いてあります。これのもうちょっと分かりやすく説明と、現実問題として、この今、水道事業が健全な状況にあるのか、そこら辺について、今後の課題とかも含めて総括をお願いします。

○委員長（白石卓也君） 伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） まず、第1番目に、16ページの総配水量に対して有収水量についてですけども、総配水量、前年度と比較すると、約7万8,000立方メートル減少したという形になっています。実際こちらについては、この水自体、漏水であったり、管の更新をした後の洗管であったり、捨て水というような形でこれだけの水量が出ています。前年度と比較すると、有収率は上がっているということで、有収水量も前年度より上がっているということで、総配水量については、当然前年度より下がっているということで、有収率が若干伸びたという形の結果というふうな形になっております。

二つ目ですけども、17ページ、経営指標の推移というところでございますが、こちらの数字につきましては、1番目の経常収支比率、次の料金回収比率、こちらについては両方

とも100%を超えている場合については良好な経営ができていているというような形で運営できているような状況でございます。

それと最後に、社会情勢の変化とか、水道行政に対してどういった形かというような御質問かと思えます。近年の決算においては、確かに黒字が続いているような状況です。今後、人口の減少社会の到来とか、多額の借金の返済、施設の老朽化への対応など、水道事業を取り巻く環境は厳しさが増すことが見込まれております。

こういった中、現在、平成26年度に策定された水道ビジョン、改正水道法の基本理念に沿い、老朽管の計画的な更新や施設の適正配置の検討を行っておるようなところでは、料金収入の確保や運営コストの削減など、事業の効率化にも努めておるようなところでございます。

予期せぬ事態が生じたときにも柔軟に対応できるよう、中長期的な視野を持って、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図ることにより、今後とも水道事業の安全で安心な水を安定的に供給してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今、説明いただきましたけど、この17ページですよ。今、健全であると、経常収支比率、料金回収比率とも。この数字が115とか106とかなってますよね。だから、料金回収比率が106ってどういう意味かなとか、それから、減価償却率とか管路、この数字ですかね、言葉の説明と数字の流れを教えてくださいなと思います。

○委員長（白石卓也君） 結城係長。

○財務管理担当係長（結城哲雄君） 私のほうから経営指標の項目につきまして御説明をさせていただきます。

まず、この5項目ありますけれども、上二つが損益情報に着目した経営指標になっております。

まず、経常収支比率ですけれども、これは給水収益等の収益で維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを示す指標となります。分母が費用で分子が収益となりまして、収益のほうが多いと100%を超える形となっております。ですので、100%を切りますと、収益で費用を負担できない、そのため借金等が必要になってくる、赤字等になってくるという形になります。

次に、料金回収率ですけれども、こちらは給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標となっております。同じように下が給水に係る費用、分子が給水に係

る収益となっております。100%を超えると、給水収益で費用を賄えているという形になりますので、いずれも100%を超えておりました、健全な経営をしているという形となります。

続いて、下3段につきましては、資産情報に着目した経営指標となっております、まず、有形固定資産減価償却率ですけれども、これはどれほど耐用年数が経過しているかを示す割合となります。

続いて、管路経年化率ですけれども、これは耐用年数を超過した管路の割合となります。

最後に管路更新率ですけれども、こちらは全体の長さに対しまして、当年度1年間に更新した長さの比率となっております。

ですので、減価償却率につきましては、今現在45.2%となっており、管路経年化率につきましては近年高まってきているという状況です。また、管路更新率につきましても0.37%となっておりますので、今後、計画的に、もっと更新率を上げた形で老朽化に対応していく必要があるということが分かります。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ほかにありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） ちょっと戻るような形になると思うんですけど、2点お伺いしたいんですが、水道を使っています、そして水道料金ががばっといきなり上がったということは、想定されることは管の破裂というか漏水、メーター系の、以前に漏水、何らかの影響で多分にあっているんだろうとは予測はつくんですが、そういった場合に、例えば、それまで使われてた、例えば3年さかのぼって使われてたときの平均の徴収量になるのか、それとも——何らかの原因で多量の使用料請求が来たときって、どういうふうに対応されるのかが一つです。

もう一つは、下水管のことなんですけど、水道管も一緒じゃないかなと思うんですが、要は集落に管を通しますよね、そのときに、地域住民にきちんとした説明を事前に行っているのかどうか。というのが市民から、いきなり工事が終わってからお金を出してくれというふうに請求が来たらしいんですよ。事前に説明がありましたかと担当課に、もう随分前になりますけど、3年か4年ぐらい前の話ですがね、御立腹されて、いきなり来て料金徴収に来たってということは、それはあつてはならないというか、事前に説明をやっぱりしてあるのかどうか、今、時点でどういうふうに。それが、ひいては料金徴収とか、いろいろなことに関わってくるので、事前に説明をきちんとされているのかどうか、その2点

をお伺いしたいと思います。

○委員長（白石卓也君） 伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 委員からの1点目の御質問ですね、水道の漏水、こちらについて御回答申し上げたいというふうに思います。

実際、水道料金の徴収に関しましては、2か月に1回、検針員がメーターのほうを確認するというようなところで、最終的には御本人様が気づかないまま2か月たってしまうと、すごい量が出てしまったというところもございます。

ですから、一つの方法としましては、たまに水道メーターを見ていただいて、パイロットというのがぐるぐる回ってたら、多分もう漏水の可能性が大というような形になります。でも気づかず、それが検針日まで分からなかったら、検針員が気づいて、漏水している可能性がありますよというような投げ込みをさせていただいているような状況です、今のところ。

多量に出た水というのは、漏水減免というような形で減免制度を設けています。目に見えるところからの漏水ではなしに、地下埋設であったり、壁の中であったり、そういったところからの漏水については減免の対象になるというところで、約、流れた水の2分の1につきましては減免で対応しているというような形で、あとの半分は市がもつというような形で進めておるところでございます。

私のほうからの回答は以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 鶴岡係長。

○水道担当係長（鶴岡靖生君） 工事についての近隣の住民の方に説明をされているかという御質問なんですけども、現状のお話をさせていただきますと、事前に工事をする箇所というところの行政区長さんのほうには事前に説明をいたしまして、なおかつ、関係している現場工事箇所、1か所当たり大体200メートルぐらいなんですけど、そこに関係するところの住宅に関しましては、ポスティングという形で事前にチラシを配っている状況ではあります。

以上になります。

○委員長（白石卓也君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 1点目は分かりました。

2点目なんですけども、事前にチラシを今投函されているということですが、区長が、やっぱり地域住民の方とよく連携を取られている区であれば問題ないんでしょうが、ただ、チラシだけで、例えば費用とか、費用が一番問題になってくるじゃないですか。だから、

幹線の話なので、要は自宅に引き込んで水洗化をするかとかいうのは、これは個人の問題なんですけどね、それにしても、やはり管を通す場合は、きちんと、チラシで分かればいいんですが、それが理解できないとなると、ちょっと問題なのかなと私は思っているんですが、そこら辺はどうお考えですか。

○委員長（白石卓也君） 鶴岡係長。

○水道担当係長（鶴岡靖生君） すみません、今の御説明ですね、老朽管の更新工事の場合における説明をさせていただきました。

新設の場合につきましては、令和3年度につきましては筑紫駅西口の配水管、これが新しいものになります。こちらにつきましても、基本的には住宅がまだ張りついてない場所とかいうところに設置をしているという状況ですので、工事に伴って加入金だったりとか、給水を引き込むというのは、新しく建てる場合、新築される場合につきましては、当然発生するかと思います。

老朽管につきましては、もう老朽管の更新なので、基本にお金が発生することというのはございません。

○委員長（白石卓也君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 私がそこを言っているのは、要は、今、くみ取り式、現状、くみ取り式で、くみ取りをされている方のことを今言ってるんですよ。なので、管が通ります、にしても、ある程度の説明をしないと、供託金じゃないけど、お金が発生してるわけじゃないですか。そのところを私はお伺いしてるんですけど。

○委員長（白石卓也君） 新山係長。

○下水道担当係長（新山武志君） 下水道の新山です。

工事に際しては、事前に、先ほど水道のほうと同様に、区長さん及び工事に面されている地域の皆様にチラシ等で配付を、周知を行った上で工事に入らせていただいております。なんですけれども、下水道の場合ですと受益者負担金というものが発生しますものですから、下水道の工事の場合は、できる限り、説明会というものを開催させていただいて、どうしても、こういったコロナの状況で無理な場合は、個別にお伺いしてお話をさせていただいております。

以上です。

○委員長（白石卓也君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。認定第12号、令和3年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。認定第12号、令和3年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。ありがとうございます。

認定第13号、令和3年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、執行部から説明を求めます。

伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 認定第13号、令和3年度筑紫野市下水道会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

下水道事業会計決算書の16ページをお開きください。こちらのグリーン色のものになります。16ページをお願いいたします。

○委員長（白石卓也君） 何ページですか。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 16ページです。

○委員長（白石卓也君） 16。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） はい。

（1）総括事項ですが、本市の下水道事業は、市民の生活環境改善はもちろん、公共用水域の水質保全や浸水被害の防除を図るため、効率的な施設の整備と水洗化の普及促進に努めております。

本市は流域関連の公共下水道として、三つの処理区、流域に分け、事業を実施しておりますが、全て福岡県営の処理場にて処理を行っております。御笠川那珂川流域は昭和58年度、宝満川流域は昭和63年度、宝満川上流流域は平成10年度から、それぞれ供用を開始し、令和3年度においても管渠等の整備を計画的に推進しております。

次に1の総括事項、イ、営業についてですが、水道事業同様、処理区域内の人口が増加したため、有収水量は前年度よりも増加する結果となっております。行政人口に対する普及率は95.2%となり、前年度比0.2%上昇しております。水洗化人口も990人増加いたしました。処理区内の水洗化率は98.5%と昨年同様の結果となっております。

イの営業の概要は以上でございますが、24ページに業務量の詳細を掲載しておりますので、御参照していただけますようお願い申し上げます。

16ページにお戻りください。

ロの建設改良の概要につきましては、後ほど工務課のほうから説明をさせていただきます。

ハの経理の状況でございますが、こちらは後ほど決算の概要の中で御説明をさせていただきます。

続きまして、17ページ（2）の経営指標に関する事項になります。

令和3年度の経営成績について、経営の健全性を示す経営収支比率は、経営の水準とされる100%を上回る111.99%となっております。また、使用料水準の評価となる経費回収率は109.08%と、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄っている状況でございます。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年比1.59ポイント増の43.69%で、法定耐用年数を経過した管路の延長の割合を示す管渠老朽化率はゼロ%となっております。

それでは、決算について御説明を申し上げます。決算書の1ページ、2ページをお開きください。

水道事業と同様、この決算報告書については消費税を含んだ額で表記をしております。

まず、収益的収入及び支出でございます。

まず、上段の収入ですが、第1款下水道事業収益は、予算額合計、1ページの一番右端になります、23億7,090万7,000円に対し、決算額、右側になります、23億7,788万7,399円となっております。

第1項の営業収益18億591万8,770円で、主なものといたしまして、下水道使用料の収入が16億7,273万円、一般会計からの負担金が1億3,255万円でございます。

第2項の営業外収益4億9,703万861円で、水道事業同様、現金収入ではございませんが、長期前受金戻入として4億9,700万円を計上しております。

第3項の特別利益については、福岡県から約7,036万円の返還があったものでございます。これは、昨年度に引き続き、宝満川流域・宝満川上流流域・御笠川那珂川流域維持管理負担金の黒字分の返還が精算されたものでございます。

次に、下段の支出でございます。

第1款下水道事業費用の予算額合計、2ページの左から2列目になりますけども、21億913万2,000円に対し、決算額は20億7,687万3,585円となっております。

支出の主なものとして、第1項の営業費用では、流域下水道維持管理負担金、各家庭の排水については福岡県営の処理場で処理を行っておりますので、その処理の費用として8億7,400万円の支払いを福岡県に行っており、最も大きいものとなります。また、下水道施設の維持管理や料金徴収に係る経費などで約2億1,000万円、それと、現金支出ではございませんが、減価償却費などとして約8億5,000万円計上しております。

また、第2項の営業外費用としては、企業債利息約1億3,000万円、消費税の確定申告に基づき約6,500万円の支払いを行っております。

以上が収益的収入及び収益的支出の概要でございます。

収入及び支出の詳細については、25ページに消費税抜きの額ではございますが、収入と支出について前年度との比較表を掲載しております。また、28ページから32ページ、これも消費税抜きでございますけれども、今回の決算額の節までの明細を掲載しておりますので、御参照していただきますようお願いいたします。

次に、資本的収入及び支出でございます。決算書3ページ、4ページをお開き願います。

まず、下段の支出でございますが、支出の第1款資本的支出の予算額合計、4ページの左から2番目になりますけれども、10億9,467万1,000円に対し、決算額は9億8,602万5,213円となっております。

決算額の内訳でございますが、第1項建設改良費が2億7,111万9,174円で、汚水や雨水の事業費として約9,400万円、福岡県の処理場や管渠の建設負担金として約1億2,600万円を支払っております。

次に、第2項、企業債償還金、元金償還金が7億1,490万6,039円となっております。

次に、この事業を賄うための財源が上段の収入でございます。

収入の第1款資本的収入の予算額合計、4ページの左から2番目になりますけれども、6億3,575万9,000円に対し決算額は6億1,707万2,140円となっております。

内訳でございますが、第1項企業債が1億7,650万円、第2項補助金が6,466万9,000円、第3項負担金が3億7,590万3,140円ございました。

欄外でございますが、資本的収入が資本的支出に対し3億8,920万5,073円不足しておりますが、この不足額については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で784万9,368円、減債積立金3億8,135万5,705円で補填しております。

続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。

令和3年度における下水道事業の経営成績となります。1年間の業務活動の結果、6ページの下から4行目、2億9,321万6,495円の純利益が生じております。これに前年度繰越

利益剰余金817円と4条収支の不足を補うために減債積立金及び建設改良積立金を取り崩しました結果、その他未処分利益剰余金変動額として、その合計額である3億8,135万5,705円が計上されております。その結果、年度末の当年度未処分利益剰余金は、合計6億7,457万3,017円となっております。

この未処分利益剰余金の処分についてですが、水道事業の決算で説明いたしましたが、下水道事業については、平成28年度以降、現金の裏づけのある剰余金については、その全てを減債積立金に積立てを行うと同時に、毎年度の企業債の償還財源として減債積立金を優先的に取り崩していくとしているところでございます。

これを踏まえまして、今年度末の未処分利益剰余金の残高6億7,457万3,017円のうち、当年度純利益、下から4行目と、前年度からの繰越金、その下にありますが、を合わせた額のほぼ全額を減債積立金へ、その他未処分利益剰余金変動額、その下になりますが、については、令和3年度に減債積立金と建設改良積立金を取り崩した額の合計が計上されているものです。現金の裏づけがないため、自己資金への組入れをすることと考えております。

具体的には9ページをお開きください。

一番右の未処分利益剰余金の欄、上から3行目、2億9,321万6,000円を減債積立金へ、5行目の3億8,135万5,705円を自己資金へ組み入れることとするものでございます。

そのほか、決算財務諸表として、7ページ、8ページに剰余金計算書、9ページを飛ばしまして、11ページ、12ページに貸借対照表、16ページ以降に決算附属資料を添付しておりますので、御参照していただければというふうに思います。

以上が決算の概要及び剰余金の処分案の提案でございますが、本決算に関連したのものとして、こちらの委員会説明資料、28ページ、委員会説明資料を添付させていただいております。こちら28ページには、上段に過去5年の下水道使用料の収納率の推移、下段に、収納率向上に向けた取組を添付させていただいております。29ページに企業債の元金、利息償還額と残高と今後の見込み、30ページに補填財源資料として過去5年の経緯をつけております。31ページから41ページに、本年度3月末までに収納や支払いができなかったものを未収金明細、未払金明細として添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で私からの説明は終わらせていただきます。

続きまして、工務課のほうが説明をいたします。

○委員長（白石卓也君） 新山係長。

○下水道担当係長（新山武志君） 上下水道工務課の新山です。よろしくお願いします。

筑紫野市上下水道事業会計決算書の23ページを御覧ください。

建設工事等の概況で、令和3年度に施工しました1,000万円以上の工事及び500万円以上の測量設計委託、4件を記載しております。工事箇所図につきましては説明資料の43ページに添付しておりますので、併せて御参照ください。

まず、1番の藪ノ元雨水幹線築造工事（4工区）、延長64.22メートル、事業費4,580万5,100円であります。JR二日市駅の南側の旧シルバー人材センター跡地に隣接した雨水幹線の新設工事でございます。

次に、2番の針摺地区1工区下水道管更生工事、延長157.26メートル、事業費1,320万円あります。本工事はストックマネジメント計画に基づく管更生工事でありまして、針摺のゆめタウン付近の工事をさせていただいております。

次に、3番目の筑紫駅西口34工区下水道築造工事でございます。延長401.4メートル、事業費1,219万5,700円あります。筑紫駅西口土地区画整理事業区域内の新設工事であります。こちらの筑紫駅西口土地区画整理事業地区内の下水道工事につきましては、令和3年度でほぼ完了したところであります。

続きまして、測量設計等業務委託の概況であります。箇所図は建設環境常任委員会説明資料の44ページに添付しておりますので、併せて御参照ください。

委託の1番の、ちくし台団地汚水管路測量設計業務委託、延長2,856メートル、事業費1,419万円あります。ちくし台団地は団地の処理場で現在汚水を処理しておるところであります。それを公共下水道に接続するための測量設計業務でございます。

以上で下水道の建設工事等の概況説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定及び御可決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いします。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 決算書の23ページのところの2番の工事のところですけど、3番の筑紫駅西口のところは401メートル、長さがですけど、針摺に比べると長くて安くついているのは、新しいところだから工事がやりやすいとか、前にあるものを壊したりとかという必要がないからだと思うんですけど、1番の藪ノ元のところは64メートルなのに、2番の針摺のところよりもかなり高額になってると思うんですけど、特別な理由があるんでしょうか。

○委員長（白石卓也君） 新山係長。

○下水道担当係長（新山武志君） 上下水道工務課の新山です。

1 番の藪ノ元雨水幹線と筑紫駅西口の下水道工事と随分と金額に開きがあるということでの御質問かと思えます。

こちらの金額の差につきましては、工事の内容が同じ管を入れるものでも違っておりました、1 番の雨水幹線の工事につきましては、1メートル80真四角の大きなコンクリートのボックスを据えさせていただいております。それですので、工事費と材料費が随分と高うございます。

それに対しまして、筑紫駅西口の下水道工事につきましては、一般的な塩ビ管を布設させていただいております、特殊な材料等は必要ございませんでしたので、また、工事箇所につきましても、今、造成中のところでの布設工事ということで、延長に対して安価に済んでおるところでございます。

以上です。

○委員長（白石卓也君） ほかに。

田中委員。

○委員（田中 允君） 県の返還金、7,000万ぐらいあったろ。これについて、もう少し具体的に、どういうものがどのように不用となったのか説明願います。

○委員長（白石卓也君） これ資料は何ページですか。

○委員（田中 允君） 分からん。

○委員長（白石卓也君） 伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 福岡県からの返還金についての御説明になります。

当市では三つの県営処理場にて汚水処理を行っております。汚水の流入量に応じて福岡県に維持管理負担金、汚水処理負担金を支払っている状況でございます。

結果といたしまして、委員会資料、お手元でございます、こちらの27ページを見ていただきたいと思えます。一番上が御笠川那珂河流域に支払っておる負担金ということで、こちらについては税抜きになっておりますけども、2,345万5,950円、次に、宝満川上流流域下水道に対して1,494万8,816円、それと3番目に、こちらが宝満川流域下水道、こちらに2,556万4,530円を黒字分として支払っている分を返還されたというような形になっております。

あと、下のほうに書いてあります4と5があると思うんですけども、4と5の建設負担

金資産減耗相当分というふうな形で精算を行っております。宝満川上流の処理場が現在最も、まだ建設されていないため、平成10年度以降、上流分の汚水を宝満川処理場にて暫定的に処理している一方で、宝満川処理場の建設費の負担については、筑紫野市と小郡市のみ負担している状況でございます。その協議の結果、宝満川上流構成市町、筑紫野市と太宰府と筑前町、基山町に対し、各年度の資産減耗相当分を案分して建設負担金相当分の負担を求めているのが4番というような形になっております。

最後の5番ですけれども、当市は宝満川上流の構成市町であるため、小郡市に対して相応分の負担を行っているような状況でございます。この表でいくと1、2、3が福岡県からの黒字還付、あと4と5が負担金として支払っている部分とかを含めまして、一番最後の計といたしまして、収支的には6,339万2,303円、筑紫野市の収支額という形になっております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それでね、何でこのように、いつの時点で納めとった金なのか、そして、どうしてこのように返ってくるのか、システムというか理由を聞きたいですね。

○委員長（白石卓也君） 伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 先ほど御説明いたしました、この3流域ですね、この3流域の県営処理場については、汚水の量の処理を行っておるということで、各汚水の流入量、流れ込んで処理した水量、これにて負担金のほうを払っているというような形になっております。最終的に各流域とも黒字が出た場合については、その黒字分については全額市のほうに返還があると。だから、払った負担金に対して黒字分が出たということで7,000万円程度の黒字分の返還があったということでございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） その支払方法は、どのような形で行われていますかね、執行する。支払いはどのような形ですか、どの時点で。

○委員長（白石卓也君） 伊藤課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） こちらの汚水については、2か月に1回検針しているというところで、2か月に1回の汚水の全水量の分に対して負担金を納めているということで、それが年6回続いていくと。で、最後に黒字分の精算が最後に行われるというような形でございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） ただいまから討論を行います。認定第13号、令和3年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 討論を打ち切ります。

続きまして採決を行います。認定第13号、令和3年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決及び認定すべきものと決しました。

それでは、課の入替えのため、しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分
—————・—————・—————

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議題に入ります前に、森下部長がお見えですので、御挨拶をいただきます。併せて執行部職員の紹介をお願いいたします。

森下部長。

○建設部長（森下義明君） 長時間の御審議、お疲れさまでございます。

今回建設部としましては、議案が4件、所管事務調査6件、所管事務報告1件、また市道認定等がございまして、現地のほうの御視察もお願いしているところでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

引き続きまして、参加しています職員の自己紹介をさせていただきたいと思います。

まず私から、建設部長の森下でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○区画整理課長（山田和成君） 区画整理課長の山田でございます。よろしく申し上げます。

○区画整理担当係長（三浦 隆君） 区画整理担当係長をしております三浦と申します。よろしく申し上げます。

○区画整理担当主査（一色智志君） 区画整理課職員の一色と申します。よろしくお願
いします。

○区画整理担当主任（田頭徹朗君） 区画整理課区画整理担当の田頭と申します。よろ
しくお願いいたします。

○建設部長（森下義明君） どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（白石卓也君） それでは、議案第43号、字の区域の変更についての件を議題と
いたします。本件について執行部から説明をお願ひいたします。

山田課長。

○区画整理課長（山田和成君） 議案について御説明いたします。

議案につきましては、議案書の46ページ、47ページ及び補足説明書の31ページ裏表に記
載しております。併せまして、お手元のほうにお配りしております資料のほうも御覧いた
だきながら御説明させていただきたいと思ひます。

では、今回、字の区域の変更を行いますのが、区画整理課のほうで今現在進めておりま
す西鉄筑紫駅西口の土地区画整理事業区域内になっております。

お手元にもお配りしております資料の拡大図を前面のホワイトボードのほうに掲載して
おりますので御覧ください。

こちら全体が西口土地区画整理事業の区域でございますけども、もともと大字筑紫、大
字若江、二つの町にまたがって事業を展開してまいりました。その結果、事業区域内ほと
んど新しい区画工事が終わりました、町並みがどんどん立ち上がってきておりますけども、
その過程で、もともとの町界、字界ですね、こちらが新しく出来上がってまいりました町
並みと整合しなくなってまいりました。そうした中、事業後の町並みに沿って字界、町界
を見直していこうという中で、今回の議案を提出させていただいております。

黒い点線、図面上の黒い点線が現在の大字筑紫、大字若江の字界になっております。青
い実線のほうが事業完了後に字界としたい、今回議案として提案をさせていただいている
線になっております。こちら、大字筑紫から若江になる分、大字若江から筑紫になってく
る分というのがございますので、今回、区域の編入ということで議案として上げさせてい
ただいております。

拡大した図面を今から御覧いただきます。

皆様方の向かって左手のほうが、字図をベースに現在の字界と事業完了後の字界を記し
た図面になっております。右手のほうが、現在出来上がりました区画整理後の住宅の配置
に沿って、同じように現在の字界を点線、事業完了後の字界を実線で表示しております。

この図面の中で赤の薄い着色部分と緑の薄い着色部分がございますけども、こちらが、赤の薄い着色部分が現在若江でございますが、事業完了後に筑紫に編入する部分でございます。一方、緑色の薄い部分が、現在は大字筑紫でございますが、事業完了後に大字若江に編入する部分になってきております。

こちらの字の編入につきましては、事業を完了して換地処分のお知らせというのを実施する時期が出てまいります、その際に一斉に字の区域が編入されて、新しい区域になっていくということになっております。

以上、説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御可決いただきますよう、よろしく申し上げます。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） この地元の説明会というか、その中ではどのような意見が出たのか、そこら辺の報告をお願いいたします。

○委員長（白石卓也君） 山田課長。

○区画整理課長（山田和成君） 地元のほうへの説明はどんなふうな過程だったかという御質問でございますけども、地元のほうには昨年10月ぐらいから具体的な協議のほうに入っております。二つの行政区がございまして、筑紫の区長さん、若江の区長さんにまず概要を御説明いたしまして、その後は、両区の役員さん方、最終的には両区の役員さん合同にお集まりいただきまして、いろんな町名、もうこの際変えるのかという御提案もいたしました。その中で、最終的には、慣れ親しんだ町名、大字筑紫、大字若江、引き続きそういった名称で継続したいという御意見を踏まえまして、今回のような提案に至っております。

○委員長（白石卓也君） 下成委員。

○委員（下成正一君） 入り組んだり出たり、なぜこういうふうにされたのか、その理由をお聞きします。

○委員長（白石卓也君） 山田課長。

○区画整理課長（山田和成君） 入り組んだ箇所があるのはどうしてかという御質問でございます。具体的に言えば、恐らくこの辺りのことなのだろうと思います。

この部分が、確かに道路で分けられずに、少し入ってきている部分があります。こちらは、以前、大分昔の話なんですけども、新しい町界とか大字界を設定するという時期の大

分以前から、もともと筑紫にいらっしゃった方を仮換地としてこちらのほうに配置していたという経緯がございます。そうした中で、その後、大分時間がたつ中で、改めて新しい町界というのを設定する協議になった際、自分はやはりもともと筑紫だったので筑紫として存続したい、あるいは、私はもともと若江だったから若江として存続したいというような皆様方の御意向がいろいろございました。そうした中で、できる限りなるべく道路で本当は区域を設定したかったところがございますけども、一部、こういったところであったり、こういったところであったり、ここですね、は、道路上で少し切るに切れなくて、どうしても街区の中に区域線が残ってしまったというふうになっております。

○委員長（白石卓也君） 下成委員。

○委員（下成正一君） この変更の仕方では住民の方は納得されたということなんですね。

○委員長（白石卓也君） 山田課長。

○区画整理課長（山田和成君） 地元両区長と役員様の間で、一応最初の案を設定しまして、その後、地元の回覧板であったり、あるいは総会であったりという場で地元の方々に内容を周知していただいております。

中には「何丁目」ということにならないのかという御質問もありましたけども、総論としては、皆様、特に大きい御意見もいただくこともなくまとまっているという中で、この案を進めてきております。

○委員（下成正一君） はい。分かりました。

○委員長（白石卓也君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） すごい年月もかかって、住民さんのやっぱり合意形成が一番大事ですので、大変だったと思うんですけども、今後、この字というのが変更になって、いろいろ影響が出てくるんだろうと思うんですよ。例えばゼンリンの地図だったりとか、いろいろ想定されると思うんですけど、そういうところはどういうふうに捉えてありますか。

○委員長（白石卓也君） 山田課長。

○区画整理課長（山田和成君） この変更が成立した後に、一番地元の方々にとって大きな影響となりますのが、やはり住所変更ではなかろうかというふうに思っております。

住所変更につきましては、この区域内の方、皆さん一律に全て住所が変わってまいります。そのあたりでなるべく御負担をかけないようにできないかということで、今、関係当局といろいろ下打合せを行っておりますけども、中には、各個人さんでいろいろ住所登録の御事情が異なりますので、一定の御負担というのがどうしてもお願いしないといけないのかなというふうに思っております。なるべく市役所内で自動的に塗り替えられる範囲で、

御負担をかけないで済むようにということで、いろいろ今、内容を検討している最中でございます。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今、この図面だけでは、家が建っているのか建っていないか分からないけれども、通学とかは問題ないかな。現に家が建ってるのかどうか分からんけんね。

○委員長（白石卓也君） 山田課長。

○区画整理課長（山田和成君） 小学校の通学に支障がないかという御質問でございますね。

現状、こちら、大字筑紫、若江にまたがって事業を展開しておりますが、関連する小学校が2校ございます。一つは筑紫小学校、もう1校につきましては筑紫東小学校となっております。

そうした中で、現状、大字若江にお住まいのお子さんにつきましては、学校選択制という制度がございまして、もともと筑紫小学校しか対象じゃなかったんですけども、今現在は、選択した結果、東小学校のほうにも行けますよという制度が運用されております。

大字筑紫区域に関しましては、筑紫小1本しかありませんけども、現状、この範囲内で実際ほぼ運用されておまして、中には今回の変更にあたりまして、大字若江から大字筑紫に変わられた方、あるいはその逆の方、いらっしゃいましたもので、一軒一軒御説明いたしまして、そのあたりの選べなくなることのデメリットであるとか、あるいは選べることになることのメリットであるとか、一軒一軒御説明して御承諾をいただいております。

○委員（田中 允君） 今まで、従前どおりということ、どのような形に変更なるのか。

○委員長（白石卓也君） 山田課長。

○区画整理課長（山田和成君） ほぼ、今現在、小学校の校区関係で運用されてるような区域とほぼ一致しておまして、特段、この変更によりまして、そういった学校の校区についての混乱が生じるということはないのかなというふうに安心しております。

○委員長（白石卓也君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第43号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第43号、字の区域の変更についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決するべきものと決しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時26分

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議案第40号、筑紫野市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号、市道路線の認定についての件及び議案第42号、市道路線の変更についての件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第40号、議案第41号、議案第42号について、今、執行部からもう説明してもらいましたので、改めて説明して……、いや、現地視察やなくて、説明するっていうのが、今、先にしてもらったんで。

○建設部長（森下義明君） できれば、現地視察後に説明させていただきます。

○委員長（白石卓也君） じゃあ、現地派遣の件を議題としたいと思います。

議案第40号、筑紫野市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号、市道路線の認定についての件及び議案第42号、市道路線の変更についての件及びJR二日市駅西側乗降口の現状についての件につきましても、現地視察のため、本日、西村副委員長、田中委員、下成委員、原口委員、宮崎委員、私、白石の6名の委員を現地に派遣し、現地視察を実施したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 御異議なしと認めます。

玄関前にマイクロバスを待機させておりますので、順次御乗車ください。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時28分

(現地視察)

再開 午後0時03分

○委員長（白石卓也君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第40号、筑紫野市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、ただいま現地を見てまいりましたが、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） では、質疑を打ち切ります。

議案第40号、筑紫野市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第40号、筑紫野市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決するべきものと決しました。

続きまして、議案第41号、市道路線の認定について、ただいま現地を見てまいりましたが、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） じゃあ、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第41号、市道路線の認定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決するべきものと決しました。

続きまして、議案第42号、市道路線の変更について、質疑のある方はいらっしゃいます

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） じゃあ、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第42号、市道路線の変更について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第42号、市道路線の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決するべきものと決しました。

所管事務報告、JR二日市駅西側乗降口の現状について、質疑がありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） この駐輪場ですたいね、どのような形で、面積とか規模、そこらあたりについての説明をお願いします。屋根つきとか屋根つきじゃないとかね、そういうことも含めて。

○委員長（白石卓也君） 山田課長。

○土木課長（山田 学君） 新しくできます駐輪場の規模です。面積は770平米で約300台の駐輪を予定しております。それで、平置きの屋根はなしでございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） それでは、午前中、JR二日市駅西口の現状について、所管事務報告を終わります。

それでは、再開を13時といたしまして、休憩に入ります。お疲れさまでした。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時00分

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、所管事務調査、里道の管理状況について、執行部から報告願います。

森下部長。

○建設部長（森下義明君） 午前中の現場視察、ありがとうございました。午後からまた所管事務調査ということで御審議いただきたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

出席しております職員が替わりましたので、職員の自己御紹介をさせていただきます。

○維持管理課長（菊武秀明君） 維持管理課長の菊武と申します。よろしく願います。

○維持管理課長補佐（山内和彦君） 同じく維持管理課長補佐をしております山内と申します。よろしく願います。

○建設部長（森下義明君） 早速説明をさせてもらってよろしいですか。

○委員長（白石卓也君） はい。菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） それでは、里道の管理状況についてということでございます。

里道は、昔から生活道路であったり農道であったりということで、地域に密着した形の道路でございます。基本的に日常の維持管理につきましては、そういった利用をされている方といますか、地元の方に日常の表面的な管理をお願いしている状況でございます。あと、大きく陥没したりですとか、災害でちょっと流れ出たりとかしたところにつきましては、市のほうで災害復旧ということで手当てをさせていただいている状況でございます。

短いですが、以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 里道というのは筑紫野市においてどれぐらいあるんですか。距離。

○委員長（白石卓也君） 菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 台帳とかなくて申し訳ございません。およそでございますが、49キロメートルでございます。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） その49キロの所有権は誰にあるんですか。

○委員長（白石卓也君） 課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 現在の所有権は筑紫野市でございます。平成16年度から17年度にかけて、国から権限が移譲されまして、その分の移管を受けております。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 当然、市に所有権があれば管理する義務も発生すると思うんですよ。そこら辺りはどのように推移してあるのか、どのように市として捉えてあるのかと
思っている質問です。

○委員長（白石卓也君） 菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 里道と一概に言いましても、いろんな形の里道がござい
まして、山の中までずっと里道が入っている部分とか、それこそ先ほど言いました生活に
密着した生活道路として利用されているところとかございまして、一概にはっきりとはな
かなか難しい面がございまして。日常の表面上の管理については、できるだけ地元のほうで
面倒を見ていただきたいなというところがございます。あと、先ほども申しましたように、
ちょっと陥没であったりとか不具合が生じた部分につきましては、地元の皆様から御相談
があれば、すぐ現場を確認しながら対応している次第でございます。

○委員長（白石卓也君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 先ほど、平成17年に国から市に移管をされたということですが
けれども、そもそも里道という、境界線じゃないですけど、例えば境界ぐいにしても、約49キ
ロメートルあるという話ですけども、そもそも里道と民地とか、いろいろ境界線はある
んでしょうけど、そういうものはどれぐらい49キロの中で確認ができていんでしょうか、
お尋ねします。

○委員長（白石卓也君） 森下部長。

○建設部長（森下義明君） その件については私のほうから。

国土調査が実施された際に、地元の方々に水路の幅とか里道幅とかを決めていただいて、
くいを打って法務局のほうに登記されております。筑紫野市には一部分、国土調査の未実
施地がありますが、それ以外は全部、宮崎議員が言われますように、きちんと登記簿上の
里道は明確になっているところがございます。

以上です。

○委員長（白石卓也君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

職員が交替します。しばらく休憩します。

休憩 午後1時04分

再開 午後1時05分

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

職員が交替されましたので、出席職員の紹介をしていただいた上で、地下河川の状況について執行部から報告願います。

森下部長。

○建設部長（森下義明君） それでは改めて、職員が入れ替わりましたので、自己御紹介させていただきます。

○土木課長（山田 学君） 課長の山田です。よろしくお願ひします。

○土木整備担当係長（江口裕征君） 土木課土木整備担当の江口と申します。よろしくお願ひします。

○建設部長（森下義明君） それでは早速、地下河川の状況につきまして担当課長から説明させていただきます。

○委員長（白石卓也君） 山田課長。

○土木課長（山田 学君） 地下河川の状況について、地下河川に係る7月18日の高尾川の平成橋と鷺田川の田代橋、それぞれの箇所における水位など、当日の状況を御説明させていただきますと思います。

18日当日の状況としましては、18日午後11時から午前零時の1時間で約100ミリ級の雨が降っておりまして、これは平成26年8月22日の大雨と同等の時間雨量となりました。

午後11時20分に平成橋水位が平成橋堤防高からマイナス1.5メートルという、まもるくんの通知がっております。午後11時40分に平成橋水位が平成橋堤防高からマイナス1.0メートルという、まもるくんの通知がありました。2分後、11時42分に大雨警報が発令されました。

午後11時50分に市の職員が田代橋の状況を確認したところ、水位が橋桁に当たっていた状況でした。田代橋桁下高がゼロメートルと考えております。越水はこの時点ではしていなかったとの確認をとっております。午後11時58分に土砂災害警戒情報が発令されました。

日が変わり、午前零時、平成橋の水位が堤防高から約マイナス60センチメートル、これが今回の平成橋における最大水位約2メートルとなった時間帯となっております。午前零時22分に洪水警報が発令されまして、午前零時30分、職員による田代橋周辺確認時には、田代橋橋桁下マイナス40センチメートルとなっております。平成橋、田代橋ともに、午前零時時点が最大水位であり、その後、減少している状況が見受けられます。

田代橋箇所にも木切れなどごみがあったことから越水している状況であったと思いますが、18日午後11時50分から午前零時30分の間、しかし、零時30分には田代橋桁下マイナス40センチであったことから、これは予測ですけれども、長く見て15分程度の間に越水していたのではないかと考えておるところでございます。

しかしながら、地下河川運用前においては、一度越水すると何時間も水が引かないで、水位も相当な高さであったものが、今回の大雨においては、時間雨量約100ミリメートル級の雨であったにもかかわらず、平成橋のほうは越水はなし、田代橋のほうも水の引きが早く、地下河川と鷺田川バイパスが大いに効果を発揮したと認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） そもそも私が、地下河川の状況についてということで調査をかせさせていただきました。当初、流入と排水の関係というか、そのデータが欲しいということを書いておりましたけど、そのデータはありませんということでしたので、今の説明になったわけです。

2点あるんですけど、この地下河川のそもそもの話なんですけれども、押し出し式で、要は入ってきた水が地下河川にたまっている状態で流れてくる量を、調整じゃないですけど、やっている。当初私は逆に、渇水期に地下河川にたまった水を排水しながら、大量の雨量が確認されたらそれをプールの中にため込むというふうを考えていまして、その行き違いでデータがないということになったんですけれども、プールのことに関しては、スクリーンを設けて、例えば流木とか大きいやつはプールの中には入ってこない。でも、一般の河川もそうですけど、川底に小さい土砂というのが結構たまって堰がいっぱいになって、大雨が降ったときにどンドンそれが堆積して、ためる量がどンドン少なくなっていくという状況があります。地下河川に対してですけど、そういった土砂というのが流れ込む、堆積するということは、県のことになるんでしょうけど、今後、そういったところも見据えて、働きかけなり調査は行われているんでしょうか。これがまず1点です。

○委員長（白石卓也君） 山田課長。

○土木課長（山田 学君） 地下河川のトンネルの中ですけれども、出水期の期間中は、水がいつ流入してくるか分かりませんので、たまったままの状況になります。しかしながら、出水期が終わった10月中旬以降ぐらいになると思いますけれども、それから県のほうで、土砂撤去なり何らかの維持管理をしていくというふう聞いております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 分かりました。

2点目なんですけど、先ほど言われた田代橋のほうが、一時的、15分間でしょうけど、ただ越水したということは事実で、その因果関係になると、先ほども言われましたけど、橋桁あたりの流木が、極論を言うと、遮断したもんやから越水につながったのかなと思います。一時的であっても、やっぱり地域住民の方は越水があったということですからすごく敏感というか、やっぱり危機感を感じていると思うんですよね。そういった面で、一時的であっても、今後は線状降水帯がすごく発生するという大方の気象庁の予想ですから、それに合わせて何か対策をお考えになっているかどうか、それを伺いたいと思います。

○委員長（白石卓也君） 山田課長。

○土木課長（山田 学君） 対策についてですけれども、整備するとなると、立てた計画で整備したときに、結果、意味がなかったという整備はやはりできないと思います。今後の降り方の傾向をまだまだ見ていく必要があるかなと。100ミリ級の間隔が、平成26年8月22日が100ミリ級であったと。今回、100ミリ級であったと。この間が8年空いています。例えば、今後、毎年100ミリ級の雨が降るとか、この間、筑後のほうでいきなり130ミリ以上の雨が降っていると思いますけれども、例えば仮にこれは全然想定で私は話していますけれども、100ミリ級の雨なら大丈夫というものをつくって、130ミリ級の雨が頻繁に降るとなったときに、結果それが意味のなかったものになってはいけないと思います、するのであれば。そういうところで、まだまだ調査を続けて、今後じゃあ整備するのであればどれが一番いいのかを検討していく必要があると考えておりますので、現時点においては、まだ調査を続けて情報収集に努めたいと考えております。

○委員長（白石卓也君） いいですか。下成委員。

○委員（下成正一君） 先ほど零時30分ぐらいに、鷺田川のほうですけれども、15分程度オーバーしたということをお聞きしました。以前、私が所管事務調査で質問したところ、市としては水量の流れの調査をしているとお聞きしているんですけれども、それは今されているのかどうかお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

○委員長（白石卓也君） 山田課長。

○土木課長（山田 学君） 大雨警報が出まして災害警戒本部が立ち上がりましたら、職員が集まります。職員が集まった後に、田代橋の箇所には職員を派遣しまして、10分間隔で計測を行っております。

○委員長（白石卓也君） 下成委員。

○委員（下成正一君） それは水がオーバーしそうになったときだけ、そういう水量調査をしているわけですね。

○委員長（白石卓也君） 山田課長。

○土木課長（山田 学君） そうですね、はい。

○委員長（白石卓也君） 下成委員。

○委員（下成正一君） 分かりました。地元の人からいろいろお聞きしておりまして、オーバーして有料駐車場のほうまで流れ込んだという話も聞いているものですから。宮崎委員がさっき言いましたけれども。

田代橋の付け替えというのは、まだ20年ぐらいしかたっていないんですけれども、やっぱり橋の構造に問題があると思うんです。あそこで狭くなっているから。だから、その辺のところもよく調査していただいて。水量は激しくなっています、急になっていますから、いいと思うんですけど、そういうことをやってください。

○委員長（白石卓也君） 森下部長。

○建設部長（森下義明君） 下成委員が言われますように、心配の種はまだ払拭されていないということだろうと思います。

ちょっと詳しく掘り下げてお話しさせていただきますと、当然、今、地下河川の整備、それに鷺田川のバイパスは、大きな成果を上げていると、私たちも県のデータから推測しているところでございます。当然、市民の方々も、「あれから平成橋のほうも溢水したことはないよね、ただ、田代橋のほうについても今後検証してください」ということで、検証させていただいております。

ただ、日々、雨の降り方も変わってきておりますが、上流域の状況も変わりつつあります。それはどういうことかと言いますと、この委員会を始められたとき、決算のところでも出ていたと思いますが、下水道で行われています雨水幹線の整備について、昨年も保育所のところを整備しましたという話をされていたと思いますが、継続して今年も雨水幹線の整備を進めることになっております。そういうことになりますと、流速等や到達時間等が変わってきます。

また、午前中に見に行ってくださいましたけど、JR西口方面の駅ができたことだけではございませんが、土地利用が大きく変わっています。御存じかと思いますが、この周辺についても農地が宅地になるとかの形で、降った雨が河川にかかる負荷が増えつつあります。私どもは流速係数と呼ぶんですけど、係数が上がりつつありますので、そのときはよ

かったとしても、じゃあ、来年もいいのか、再来年もいいのかというのを今後ずっと検証していく必要があると私は思っております。今、担当課長が言いますように、今後も継続して検証していく必要があると思っております。

それと、先ほど宮崎委員も言われておりましたが、地下河川についても、運用してから3年動いておりますけれども、順調に稼働していると思います。ただ、宮崎委員が言われますように、物はできたけれども、その後の運用と申しますか、そういうのが一番大切なことだろうと私も思っております。それはどういうことかと申しますと、實際上、あれはサイホン方式になっておまして、いつも空ではございません。1回出水期に入りますと、それから先は上から入った水が勾配によって押されながら流れていきますので、通常はあそこの中は満管で水がたまっております。課長が言いますように、渇水期になったら1回水を抜いて、中の状況を点検されると。

まだ運用を始めて時間が経っておりませんので、どういうものが機能しているのか、しゅんせつが2年に1回なのか3年に1回なのかという検証をしなければならないということも県の方も言われておまして、そういう運用計画についても、今後、調整しながら、安定した河川運用ができるように県のほうと一緒に努めていきたいと考えております。今後とも、地域の皆様からまた御意見をいただきながら進めたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いします。

○委員長（白石卓也君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 状況はよく分かりました。ありがとうございます。

それにしても、筑紫野市はそうやって高尾川、鷲田川の改修によって、すごく安全が担保されたんだろうと思いますけれども、流れ出していく下流の太宰府とか近隣に対する影響はどうなんやろうかと、これは余計なおせっかいでしょうけど、どうしても考えてしまうんですね。なので、そこら辺も視野に入れて、しっかり検討はされていると思うんですけども、お願いしたいと思います。

○委員長（白石卓也君） 森下部長。

○建設部長（森下義明君） 貴重な御意見をありがとうございます。当然、私どもも、上流域に太宰府市があったり、いろんな調整がございます。当然、太宰府市さんのほうでいろいろ開発する場合は、調整機能を持つプールをつくってくださいますとか、広域的に連携を取っています。当然、筑紫野市も、地下河川を整備するに当たりまして、下流域の太宰府市、大野城市、春日市、ひいては福岡市で、これは御笠川関係ですけど、御笠川流域の協議会というのを持っております。

でありますので、何年前でしたかね、博多駅が浸水して、あのとき福岡市さんのほうが、既存の河川だけで調整するのは限界があるということで、山王公園に地下調整池を設けられたり、河川を整備されたりという形で今ずっと整備されております。当然河川はつながっておりますので、自分のところさえよければいいということではなくて、流域全体で協議させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑のある方。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 先ほど地下河川のところは10月後半に点検しますよというふうにおっしゃったと思うんですけど、それは今年と考えていいんでしょうか。つまり、行われるんだったら12月議会に報告いただけるのかなと思ってお尋ねしております。

○委員長（白石卓也君） 山田課長。

○土木課長（山田 学君） 点検につきましては、出水期、今の大雨が降る期間にはできないので、やるとすれば渇水期に行うということで、時期等についてはまだ聞いておりません。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き所管事務調査に入ります。

急傾斜地崩壊対策について、執行部から説明をお願いします。

山田課長。

○土木課長（山田 学君） お配りしている資料を御覧いただきたいと思います。図面がついておりますけれども、場所は筑紫小学校の南側ののり面になります。赤丸で囲んでいる部分につきましては、昨年度に対策を行い、工事が完了した箇所になります。今年度になります。青色で着色した部分になりますけど、現在、来年度以降の整備のための測量設計調査委託を行っている箇所となります。現在の作業の状況としましては、地質調査を行っているところでございます。

以上です。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 現在、調査とかされているということですけど、この間の台風とかでは異常はなくて大丈夫だったということでしょうか。

○委員長（白石卓也君） 山田課長。

○土木課長（山田 学君） この間の台風で異常というのは聞いておりません。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

職員入替えのため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時25分

再開 午後 1 時26分

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、所管事務調査、都市計画道路見直しについて、執行部から報告願います。

森下部長。

○建設部長（森下義明君） 改めまして、職員の入替わりがありましたので、自己紹介させていただきます。

○都市計画課長（轟 治峰君） 都市計画課長の轟でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○計画担当係長（堀尾圭吾君） 都市計画課計画担当係長の堀尾と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（白石卓也君） いいですか。では、轟課長。

○都市計画課長（轟 治峰君） それでは、所管事務調査、都市計画道路見直しについて御説明申し上げます。

昨年 3 月議会の常任委員会におきまして御報告しました内容と重複するところもございますが、よろしくお願いいたします。

説明資料の 1 ページの一覧表を御覧ください。現時点における都市計画道路整備状況についてでございます。一覧表でございます。

表の左側から、幹線道路27路線、表の右側上段の区画道路10路線、その下の特殊道路7路線、合計で44路線が都市計画で決定された道路となっております。水色で網かけされた32路線が既に整備済みとなっております。整備率は70%を超えているところでございます。

水色の網かけのない白地の道路のうち、幹線道路の位置づけのある道路11路線を対象として、県の指導の下、令和2年度に都市計画道路見直しを実施させていただいたところでございます。

次の2ページ目を御覧ください。見直し対象路線図でございます。

各路線の詳細の説明につきましては、以前説明しておりますので今回は割愛をさせていただきますが、本事業では、交通実態調査、交通解析等を行いまして、結果、福岡筑紫野線、通称5号線の全般及び国道3号バイパス高尾交差点付近におきまして大きな渋滞が確認されております。そのほかにも市内で渋滞が発生しているところがあり、本市の地理的特徴により、市域中央部に車両が集中し、大きな渋滞を発生させていることが確認されました。今後も福岡都市圏における交通量は増加し、本市の南北方向の負荷はさらに増大することが予測されております。

これらの調査結果を踏まえ、現時点では都市計画道路を即時廃止する事由が見当たらないため、都市計画道路調査対象路線の11路線全てを存続の方針として福岡県へ報告させていただいております。

次に、3ページを御覧ください。市役所跡地周辺の見取図でございます。

図面中央に黒の太枠が2か所確認できるかと思いますが、右側が旧本庁舎・別館等で、左側が駐車場・教育委員会棟として利用されていたところになります。赤で示された網かけ部は都市計画道路杉塚上古賀線で、図面左上から市役所駐車場跡地を通り、旧庁舎第3別館角をかすめ、右下の九州電力倉庫部を抜けてJR二日市駅西側に向かうルートとなっております。

紫色に網かけされた部分につきましては、都市計画道路に当たる市所有の土地で、ここで建築物を建築しようとする際には都市計画法上の建築物の建築の制限を受けますので、細心の注意を要するエリアとなっております。

都市計画道路見直しについての説明は以上でございます。

○委員長（白石卓也君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君）　今説明があったように、都市計画道路の廃止については考えてい

ないということですよね。ところが、現実問題、これをいつまでにどのような形で進めていくのか、その見通しもないのに、ただ残しておくというのでは規制がかかってくるんじゃないですかね。都市計画道路の部分に規制が何かかかってくるのではないかなと思ったりますわけです。だから、そこら辺の真意が分からないんですよ。これを本当に整備していく意思があるのかないのかですね、根本は。

○委員長（白石卓也君） 轟課長。

○都市計画課長（轟 治峰君） 前回の委員会でも説明したかと思いますが、一旦都市計画道路を廃止しますと、次に指定することが難しくなってしまうので、その辺は慎重に対応させていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 例えば、原口鬼ノ面線というのがよく出てきて、前に区画整理しようかしまいかという話があったところですけど、結局、1回消したらもうできませんよって、じゃあ、残しておくメリットって何があるんですか。

○委員長（白石卓也君） 森下部長。

○建設部長（森下義明君） 今、田中委員が言われますのは、都市計画道路の必要性はよく分かるけれども、じゃあ、いつするのかというめどがないのにどうなのかという御心配だろうと思っております。

当然、私どもも、都市計画道路を整備するというのは、やっぱり長いスパンの目測を持って進めさせていただいております。ただ、事業の推進は大きな影響がございます。当然、土地の取得、土地に関係する補償の問題等がございますので、やはり時間と費用が大きくかかる場合がございます。

先ほど都市計画課長が言いましたように、今まで7割近くの道路整備をしてきておりますけれども、単体で都市計画道路を進めたところもございますが、区画整理事業などといまって事業を進めている経緯もございますので、やはり、周辺の土地利用等の事情等、また、事業の採択、財政上の問題、そういうところを見ながら事業を進めないといけないところがございます。今時点ですぐ、何年後にどうのこうのということを申し上げられるような計画はございませんが、繰り返しになりますが、慎重に検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 結局、できませんという前提があるような気がしてき。できないけど残しているんですよと。原口鬼ノ面線でも、どこか少しでも部分的に進行しましたか。進捗しましたか。この図面に書いてある路線というのはほとんど何もしていないような気がするんですけど、よっぽどのことがない限り。

○委員長（白石卓也君） 森下部長。

○建設部長（森下義明君） 個別の路線が出てきていますので、それに基づいて説明させていただきますと、原口鬼ノ面線は、通称5号線、県道31号線から高尾の3号バイパスのところまでの2,160メートル、2キロ超の距離を持った都市計画道路でございます。現在、県道31号線から、この庁舎のすぐ角になりますが、旧3号線のところまでは整備が終わったところでございます。1,130メートルは52%になりますが、約半分は終わったところでございます。

ただ、これから先、私ども筑紫野市としましては、南北間の道路は結構あるんですが、東西の道路がちょっと弱いのではなかろうかという住民の方の声も期待もありますので、その辺については、今の段階でいつということは申し上げられませんが、重要な路線と考えているところでございます。

以上です。

○委員長（白石卓也君） 田中委員、いいですか。

下成委員。

○委員（下成正一君） 3ページに市役所跡地周辺見取り図がありまして、杉塚上古賀線、これはまだゼロ%ですよ。そして、市役所跡地のところをまたがって通っているけれども、これは私は分からないんだけど、この辺のところは市としてどんなふう考えてらっしゃるんですか。

○委員長（白石卓也君） 下成委員、語尾を。何を聞かれますか。

○委員（下成正一君） 結局、市庁舎の跡地の上を通っているわけですよ、この予定道路は。だから、本当にこの道路は通る可能性があるのかどうかちょっと私は分からないんですけれども。処分するにしても処分できないような状況じゃないかと思うんです、この土地は。その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（白石卓也君） 轟課長。

○都市計画課長（轟 治峰君） この部分につきましては、処分できないわけではありません。都市計画法上は、木造の建築物でありますとか、鉄骨の建築物は、2階建てまでであれば建築できるようになっておりまして、売買につきましては、その辺りの条件が付き

ますが、可能ということでございます。例えば、鉄筋コンクリート造の建物でありましたら都市計画法上の規制がかかりますので建築できないという制限がある場所になります。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑のある方はありますか。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 今の御質問にちょっと関連するかと思うんですけど、市民の方から、旧市庁舎跡地の開発について、多くの御意見とか質問とかが聞かれるわけですが、市としては、都市計画道路との関連で建たないというふうに考えてあるんですか。都市計画道路がここを通っているの、市有地である旧庁舎跡地は活用の予定がまだ立っていないというふうに考えていいんでしょうか。

○委員長（白石卓也君） 轟課長。

○都市計画課長（轟 治峰君） 現在、土地の管理につきましては所管が別でございますけれども、そちらのほうで土地の活用をしたいということであれば、先ほど申し上げましたように、木造2階建てでありますとか鉄骨の2階建てまでであれば、土地の活用ができるというふうに聞いております。現在のところ土地の活用の予定はございませんが、社会情勢とか財政の状況などの動向を見極めながら、土地利用の方向性を検討していきたいというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務調査、天山地区の元パチンコ店の現状について、執行部から報告願います。

轟課長。

○都市計画課長（轟 治峰君） 所管事務調査、天山地区の元パチンコ店の現状について御説明申し上げます。説明資料は4ページでございます。

対象の土地につきましては、天山区のほぼ中央に位置し、県道福岡日田線、通称386号沿いにございます広さ約1.5ヘクタールほどの土地を、かつて遊技場ですね、パチンコ店として利用されておりましたが、数年前に撤退をされた後、しばらくの間、空き店舗となり利用されず閉鎖されておりました。現状につきましては、数か月前から当該敷地の駐車場を車両置場として利用されていることを地域からの情報などにより確認しております。

次に、この地域の都市計画について説明いたします。

天山区につきましては、都市計画区域内の市街化調整区域でございますので、市街化を抑制する区域としての位置づけがあり、原則として建築行為には制限がある区域となっております。現時点で既に立地する建築物にあっては、大別すると二つに分類されます。

一つ目は、市街化区域と市街化調整区域の線引き、以前から立地する建築物、もう一つは、県の許可を取って立地した建築物に分類されます。一例を申し上げますと、前者のケースでは、先祖代々、当該地に生活の礎となる住居を構え、引き続き自己用の住宅として使用する建築物が該当し、線引き前から立地する建築物であるため、当該建築物の建て替えは可能と考えられます。また、後者のケースでは、線引き後に福岡県の基準等に従い立地した建築物が該当し、許可の範囲内での利用に限られるため、使用者による一方的な利用形態及び用途の変更はできないことになっております。ただし、新たに県の許可を取って建築物の用途変更が認められるケースもございますので、県の判断を仰ぐことになろうかと思われまます。

以上のように、市街化調整区域にあっては、福岡県の審査基準等に適合するもの限り建築物等の利用が可能になりますので、現状を変更しようとする場合は県の許可等を取得することが必要となってまいります。

所管事務調査の説明は以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ただいまの説明に質疑のある方はありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 今、県の許可と言われましたけど、これに準ずる県の許可というのにも基準があるはずですよ。許可がね。どういうものがその後に認められるのか、認められているのか、建築基準法の中で。

○委員長（白石卓也君） 轟課長。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時44分

再開 午後 1 時45分

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

轟課長。

○都市計画課長（轟 治峰君） 県の許可要件について一部御説明申し上げます。一定の

要件を満たす必要がございますが、医療施設や社会福祉施設、それから介護老人保健福祉施設、老人福祉施設、学校等が許可項目となっております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） よろしいですか。田中委員。

○委員（田中 允君） そしたらここは、例えば今、建物が建っているけど、そこを老人ホームにするとかは可能ということですかね。

○委員長（白石卓也君） 轟課長。

○都市計画課長（轟 治峰君） 一定の要件を満たしましたら、老人ホームとかも可能になってまいります。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） そしたら、ほかの計画があったときは県の審査が要るということですけども、今言われたのは公共性が高いものになるんですかね、基本的に建築基準法というのは。

○委員長（白石卓也君） 轟課長。

○都市計画課長（轟 治峰君） 公共性が高いものに限ってはおりませんで、例えば農家住宅でありますとか分家住宅も県の許可の要件に入っておりますので、個人で利用されたい場合には、そういったものへの変換も可能かと思われまます。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今この広い敷地が駐車場になっていますけど、たくさん今、車が駐車しようですたいね。産業廃棄物の車とか生コンの車のとかが入っていますけれども、駐車場としては利用できるということですか、目的外でも。

○委員長（白石卓也君） 轟課長。

○都市計画課長（轟 治峰君） この件につきましては、所管する県のほうに駐車場の利用についてお尋ねしまして、都市計画法上の制限はないということを確認しております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

○建設部長（森下義明君） ありがとうございました。

○委員長（白石卓也君） 担当課入替えのため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時48分

再開 午後 2 時00分

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、森林環境譲与税のさらなる活用について、執行部から報告願います。

部長。

○環境経済部長（野田清仁君） どうも皆様、お疲れさまです。午前中の認定議案3件に引き続きまして、環境経済部の所管事務調査6件、報告4件、御審議いただこうと思っております。

まず、農政課になります。所管事務報告3件ございます。所管の農政課長、職員、来ておりますので、御紹介させていただきます。

○農政課長（八尋優一君） 農政課課長をしております八尋です。どうぞよろしくお願いたします。

○農政担当係長（橋本泰晴君） 農政課農政担当係長の橋本といたします。よろしくお願いたします。

○農林土木担当係長（松永崇臣君） 農政課農林土木担当係長の松永です。よろしくお願いたします。

○環境経済部長（野田清仁君） それでは、まず所管事務報告になります。森林環境譲与税のさらなる活用について、八尋課長から説明いたします。

○委員長（白石卓也君） 八尋課長。

○農政課長（八尋優一君） それでは、森林環境譲与税のさらなる活用について御説明申し上げます。

お手元の資料、表紙をめくっていただきたいと思います。

令和4年度森林環境譲与税活用事業ということで、森林環境譲与税は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることを目的として、国から譲与されております。この譲与税のさらなる活用ということで、林道の維持修繕の費用に充てることとさせていただいております。

本年度に関しましては、委託料といたしまして、森林調査、森林の巡視、森林整備とい

うことで上げておりましたけれども、工事費といたしまして、林道維持修繕費として1,700万円、合計3,164万6,000円の予算とさせていただいて、新たに譲与税の活用事業を広げていきたいというところで報告とさせていただきます。

以上、簡単ですけども、説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今、間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用促進というふう
に説明がありましたけども、今、日本の森林というか、木材の価格も変動したり、外材が
これまで物すごく普及していたので、国内で材木を生産していこうという機運が全国的に
高まっているんだろうと思うんですけど、それにするには、やっぱりこれまでの課題であ
った林道整備ですよね。ここ、委託料として森林整備、あと、その下の林道維持修繕とい
うことがありますけども、伐採してから持ち出すというのに、日本の場合は狭くて、経費
がかかって、重機が入らないとか、いろいろ問題がありますけども、そういったところ
には今後の展望としてどういう考えを持ってあるか、ちょっと聞きたいと思ったんです
けど。展望としてですね。

○委員長（白石卓也君） 八尋課長。

○農政課長（八尋優一君） 今、御質問ありました森林のこれからの活用、それから、材
木の利活用といいたししょうか、そういった経営に関する展望ということなんでしょう
けども、まず、そういったものにつながりますよう、委託料というところありますが、筑
紫野市内の森林の状況、そういったところの分析調査、それからまた、その所有者であ
ります各個人の持ち主の方の意向調査、どういう形で、自分で管理されるのか、それ
とも再委託されるのかということも、調査も含めて、今行っているところです。

それに併せて、今、筑紫野市内には30の林道がございますけれども、そういったところ
が日頃から使われているところ、アスファルトとかそういった舗装だったらいいんです
けれども、砂利道だったりということで、いざ通るときに、どうしても雨で流れされたり
して通りづらいというところがありますものですから、そういった点も含めて、森林
の中を見に行ったり、間伐の作業に日頃から使われるように、この譲与税を活用して
維持修繕に努めて、筑紫野市内で譲与税を使った森林経営ができればいいなという
ところで私たちも取り組ませていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 林道30か所とありましたよね。これは延長で距離と、さっき里道の件で、所有はどこにあるのかと確認したんですけども、この林道というのは所有はどこにあるんですか。所有権というか、所有者というか。

○委員長（白石卓也君） 八尋課長。

○農政課長（八尋優一君） 林道の所有は筑紫野市でございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 距離は。

○農政課長（八尋優一君） 距離は、すいません、ちょっと宙に覚えないんですけども、ちょっと調べて報告させていただきます。

○委員長（白石卓也君） 調べて報告してください。

ほかにありませんか。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 森林整備のところで、放置竹林の対応をされているということですけども、竹そのものの処分はどのようにしているのかということと、最近報道で目にしたんですけど、今、お金をかけて処分しているのを、チップにして、その事例は発酵させてだったんですけど、コンポストの資材として売っていると、付加価値をつけて、価値をつけて販売して、今まで捨てていた、お金をかけて処分していたものを価値をつけることができるようになったという事例の報告があったんですけど、そういう方向で考えることはあり得るのでしょうか。

○委員長（白石卓也君） 八尋課長。

○農政課長（八尋優一君） 今現在、放置竹林で私どもが整備しております分に関しましては、災害だったり、林道のほうに覆いかぶさったりということで、放置になったらいかんということでございますので、取り急ぎ伐採して、また、植林をいたしますが、切った後の竹に関しましては、現地に置いて、玉切りといたしましょうか、数メートルずつに切って、そこに処分として置いている状態で処分の仕方をしております。今のところはですね。今言われましたチップとか、粉碎だとか、堆肥に使ったりという計画は、今のところございません。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑のある方ありませんか。

原口委員。

○委員（原口政信君） ちょっと教えていただけますか。今のちょっと関連するかもしれませんが、この放置竹林というのは、個人の所有のところを林道に支障を来すから、個人の分を市のほうがこれを使って処理をしているというふうに思っているんですか。

○委員長（白石卓也君） 八尋課長。

○農政課長（八尋優一君） 今、議員おっしゃられましたとおり、民有林で、承諾を得てさせていただいているものですから、民地の承諾を得て、そっちで、そちらのほうに置いていくという形で処理させていただいております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き、所管事務調査、農村地域の防災減災事業について、説明をお願いします。

八尋課長。

○農政課長（八尋優一君） それでは、所管事務調査、農村地域の防災減災事業につきまして御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料を御覧いただきたいと思います。

農村地域の防災減災事業につきまして、事業の目的でございます。こちらは、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法により指定を受けた防災重点農業用ため池につきまして、防災工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価等の防災減災対策を実施するものでございます。

本年度、令和4年度の実施概要でございますが、劣化状況評価、これは劣化による決壊だとか、危険性の評価でございますが、22池を計画させていただいております。池につきましては、次のページに市内全体の地図を書かせていただいておりますけれども、黒の丸と三角の22か所の部分でございます。

追加で、劣化状況評価ということですが、これは防災工事の必要性を判断するために、防災重点農業用ため池の漏水・変形等の変状を把握しまして、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価するものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 令和4年度の実施概要のところですけども、漏水は分かるんですけど、変形等というのは、雨とかの水の量による変形というふうに考えていいのかということと、地図のほうですけども、三角のところは耐震不適合のところ印がついていると思うんですけど、これは具体的に言うとどういうことなのか、お願いします。

○委員長（白石卓也君） 八尋課長。

○農政課長（八尋優一君） それでは御説明させていただきます。

まず最初の、雨もしくは水による変形なのかということの部分なんですけど、確かに雨による変形というのはございますが、この部分に関しましては、雨が降ったらすぐ変形していたらもう崩れる寸前になりますので、どちらかと言うと、こちらのほうに関しましては、ため池台帳がございまして、それに基づいた、日頃からの満水の状態、もしくは渇水期といいたまいますか、水の要らない時期の冬の状態、水を低水にしたときの状態のときに堤体が膨らんでないか、もしくは、えぐれてないか、漏水をしてないかという部分を確認しておるところでございます。雨が降って、途中で流れた場合、そういった結果が出るかもしれませんが、今現在、行っているところでございますけど、そういったところは見受けられてない状態です。

それから、三角の耐震というところなんですけど、これは平成30年から行わせていただいて、令和2年度の事業で終わったところで報告させていただきましたが、ボーリングによる堤体の地質調査を行いまして、三角のついてます6か所が少し耐震基準に劣っているというような結果になっておりますので、これも以前、委員会の中で報告させていただきましたけど、それを併せて、この表の中に表現させていただいております。

以上です。

○委員長（白石卓也君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今、西村委員が言われた三角のついてる耐震の不適合箇所なんですけども、前回その報告があったときに、私はどういった調査を行いますかと言ったら、スウェーデン式サウンディングと言われたんですよ。ボーリング調査じゃなくて。だから、そのときに何でスウェーデン式サウンディングを聞いたかという、恐らく圧密度係数というか、そういうのを調べるために水位を測りますと。で、スウェーデン式サウンディングでは水位は確定できないんですよ、調査項目として。ボーリング調査でしたら、ボーリング孔を活用して水位がどれぐらい変動しているかというのが分かるんですけど。なので、今、ボーリング調査で行いましたという話があったので、それはボーリング調査じゃなくてスウェーデン式サウンディング。しかも、スウェーデン式サウンディングでは

水位の変化というのは確認がなかなか難しいと思うので前回それを聞いたんですけど、今回そういうふうに言われるので、あれって思ったんですけど。スウェーデン式サウンディングで不適合とされた根拠というのは何だろうか、今ちらっと思ったんですけど。言っている意味はわかりますか。

○委員長（白石卓也君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後 2 時14分

再開 午後 2 時16分
————— . ————— . —————

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 先ほど言ったことは訂正します。

それで、ボーリング調査でこの6か所が不適合ということに調査結果を基になったということに理解してよろしいですかね。

○委員長（白石卓也君） 八尋課長。

○農政課長（八尋優一君） この6か所が地質的にはちょっと不適合だという結果が出ております。

以上です。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑のある方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務調査、農業関係補助事業について、執行部から説明をお願いします。

八尋課長。

○農政課長（八尋優一君） それでは、所管事務調査、2件目でございます。農業関係補助事業の項目につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料、A3の印刷物でございますが、ちょっと読ませていただきます。

まず、この補助事業に関しまして、農業振興費、三つございます。

一つは、良質米種子更新補助事業。こちらに関しましては、水稻の優良品種を確保するために品質向上、または、商品性の高い良質米の生産性を図るということで、筑紫農業協同組合で更新用の種子を購入した農業団体と、個人さんも含めて補助しているところでご

ございます。使途の範囲でございますけれども、補助金の範囲内で良質種子を購入された費用に充てさせていただいております。そして、事業の評価ですけれども、稲作振興手段としての種子更新費用の一部でございますので、今現在、良質米を安定的に生産するためにも事業が継続されているものということで評価させていただいております。課題につきましては、これはどこの項目もそうなんですけれども、農家の方の高齢化という部分が非常に課題になっているところでございます。

次に、山神ダム水源地域振興事業でございます。こちらは、山神水道企業団からの助成を財源といたしまして、県営山神ダム水源地域の環境整備の活動を支援するという事で、平等寺水源農林業組合の活動費として、河川の清掃、それから環境改善対策、そういったものに活動費として充てさせていただいております。事業評価に関しましては、山神ダムの安定した水源の確保が図られているものと考えております。こちらに関しましても、課題といたしまして、地域の方、組合の方の高齢化が進んでおり、人材の確保が急務となっているところでございます。

次に、環境保全型農業直接支援費交付金事業でございます。こちらは、生物の多様性の保全などの効果が高いということで、環境保全型の農業の推進と地域環境の保全を図ることとして行っております。対象者に関しましては、この事業に取り組みます農業団体に行っております。使途の範囲といたしましては、炭素貯蓄効果の高い堆肥による水質保全に資する施用、もしくは有機農業等に行われております。事業評価といたしましては、環境保全型農業の推進と地域環境の保全が図られているものと考えております。課題といたしましては、取組内容がちょっと複雑なところもございますので、交付対象となる農業者が伸び悩んでいるというところがございます。

次に、畜産費の部分でございます。

こちらは、畜産競争力強化対策補助事業。補助の目的といたしましては、畜産物の生産量を確保して、競争力の強化を図ることを目的とさせていただいております。対象といたしましては、畜産農家。使途の範囲といたしましては、飼養管理施設もしくは機械、生産量の増加などに使っていただくというところの部分でございます。事業評価といたしましては、高品質な畜産物を安定して生産できる環境の確保が図られているものと考えております。課題といたしましては、強化するためのコスト削減やブランド化が求められているというところがございます。

次に、農地費でございます。

多面的機能支払交付金事業。こちらに関しましては、地域で共同で行います地域資源、

農地、水路、農道等の質的向上を図る活動を支援するものでございます。対象といたしましては、活動組織に対して行っております。使途の範囲ですけれども、水路、農道、ため池などの基礎的な保全という活動を行っているところに範囲として補助しております。評価といたしましては、農業が有しております国土保全とか水源涵養等々の多面的機能が適切に維持されているものと考えております。また、課題、こちらもそうなんですけれども、中心となります農業者の高齢化とか、地域のほうでの新たな農業の担い手の確保が必要だということが出てきております。

最後でございます。水田営農対策費。

産地づくり推進補助事業ということで、主食用の水稲の需給調整のために、これ昔で言います減反調整と言ったほうが分かりやすいかもしれませんが、そういったものに関しまして適正な実施を図っているところでございます。対象といたしまして、転作作物の作付を行った農業団体、個人を対象としております。使途の範囲でございますけど、対象品種といたしまして、大豆、麦、飼料等の作物に充てさせていただいております。事業評価といたしまして、米の需給調査が適切に実施されているというところでございます。課題といたしましては、農業経営を強化するために収益性の高い転作作物の作付の浸透を図る必要があるということが課題となっております。

少し早口ではございましたが、以上、説明と代えさせていただきます。

○委員長（白石卓也君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君）　対象の団体が書いてあるじゃないですか。その内訳を別の表でくれんかいな。資料。この対象、筑紫JAで更新用種子を購入した農業団体等と書いてあるでしょうが。そういう実態がある、この対象で使用されたような、今後するのちよっと分からんけども、使用されたような組合とか団体とかを教えていただければと思います。それは後の資料でいいと思うんですけど。

○委員長（白石卓也君）　どうですか、執行部。

八尋課長。

○農政課長（八尋優一君）　今おっしゃっていただきました団体数とか個人というところは今すぐでもお答えできるんですが、個人名というところと団体名というところはちよっと。

○委員長（白石卓也君）　資料で、私もちよっと聞きたかったんですけど、金額とかも分

かったらよかったかなと思いますので。金額と、あと、個人なら何人でいいですよ。

どうぞ。

○農政課長（八尋優一君） そしたら、以前お配りさせていただきました、何人と費用という形で、一覧表でお渡ししたいと思います。

○委員長（白石卓也君） ほかにありませんか。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 幾つかあるんですが、まとめてお尋ねします。

最初の良質米種子更新補助事業ですけれど、どの農家さんも良質なお米を作って、できれば高い値段で販売したいというふうにお考えだと思うんですけれど、この良質米を安定的に生産するためというのは一人一人が望んでいらっしゃると思うんですけど、これを補助しないとどういうふうになるのかがちょっとイメージがつかないんですけど。要するに、食べ物でも高品質な高いもの、安いものとあって、安いものしか買えないというふうになるから出しているということなのか、なぜなのかというのがちょっとよく分からないというのが1点目。

2点目が、環境保全型農業直接支援費交付金事業ですけれど、とてもよい事業ではないかなと思うんですが、令和2年の決算、3年の決算と、4年の予算を見てみたら、令和4年はかなり増えている。この増えたのはどういうことかなと考えたんですが、この事業評価のところでは生産面積は増加していると。課題のところでは、取組内容が複雑なので、対象となる農業者が伸び悩んでいるということであると、同じ人が面積を増やしているということなのかということですね。

3番目の質問が、畜産費のところですが、目的のところは、生産量を確保し、競争力強化を図るというふうになっているんですが、評価のところは、生産できる環境の確保が図られているだけしか書かれてないんですけど、この競争力強化を図るところはどうなのかなというところです。

次が、農地費のところですが、使途の範囲のところですが、どんな活動をされているのかをもう少し具体的に説明いただけないかというのと、最後の水田営農対策費のところですが、課題のところは、転作しないといけないということは皆さんお分かりだと思うんですけれど、転作作物の作付の浸透の必要があるというのは、農家さんは必要を感じていると思うんですけれど、なぜ浸透を図るといふふうにしなないといけないのか。要するに、農家さんが積極的にどんなものがあるのかという研究とか調査とかというのはされるのかと思ったら、そうではなくて、こちらからというか、市とかJAとかが提案し

ていけないとなかなか広がらないということを言われているのか。

以上、お尋ねします。

○委員長（白石卓也君） 八尋課長。

○農政課長（八尋優一君） それでは、一つ一つお答えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

まず、良質米種子更新補助事業でございますが、これが必要なのかというところなんです。こちらは種もみというのがございます。お米を植えるときにですね。それぞれの主食用であったり、お米ですから、ほかのWCSだったり、先ほど言ったものもでございます。その米のもみを、種というのはもみ種でございますので、前年にとった種を農家さんが自分で持って作られるというところも今まであったりしております。それを、やはり種もみ農家さんが作ってある、農協を通してしっかりとした、安定した品種で出来上がっている良質な種を自分のところの自主流通で作るのではなく、新しく更新してくださいねという意味でこの事業が始まっておりますので、自分のところで不安定になっているかもしれない種ではなく、ちゃんとこのもみ種ですよという安定した良質な種を買ってくださいということとさせていただきます。その分に関しまして、余計に収量が上がったたりだとか、病気だったりだとか、品種が混ざってくるということがないよということをするためにこの事業を行っておるところでございます。イメージがつかないかもしれせんけれども、よろしく願いいたします。

次に、環境保全型農業直接支援費交付金事業の部分ですけれども、令和2年、3年、4年、これ、年によって確かに増加したりとか減ったりとかございます。この事業は大体何なのかというところから御説明させていただきますが、具体例といたしまして、お米を作られる農家さん、そちらでわらができます。そのわらを畜産農家のほうへ敷きわらとか、そういった形でお渡しいたします。畜産農家の人たちは、逆にその戻しとして、堆肥を化学肥料の代わりにまいていくということを行ったりします。どちらも畜産のほうと耕作者との連携をしていただいて、同じ土地ばかりじゃございません。やっぱりブロックローテーションという形を行いますので、同じ方にしても、ブロックローテーション、わらを取るところ、堆肥をまくところをローテーションさせますものですから、そういった部分で土地の面積が広がったり、対象が広がったりということがございます。それとプラスに、また別に相談が上がっているところなんですけれども、有機農法という部分で、二人以上の農家さんでグループをつくられて、それに取り組んでいくという相談も上がっておりますので、そういった分で4年度はちょっと対象額が上がっているところがございます。

次に、畜産競争力強化対策補助事業の部分でございますが、競争力の強化を図るところなんですけれども、これは使途の範囲の中でございます生産量の増加という分と、環境の確保が図られているというところもございますが、これはいろんな環境もございませぬけれども、まず簡単に申し上げますと、この畜産というのは、やはり牛だつたりの分で、肥育にしても、子牛が育っていく環境、1頭当たりのスペースが広くなればなるほどストレスが下がって、肉質がいいものがあつたり、育てていくところに関してもよくなつたりということがございます。また、機械にいたしましては、わら、もしくは牧草を取り入れたりするのにホールクロップサイレージというのがございます。サイロというのは御存じですかね、丸いやつが立っております。田んぼで今から先の時期を見ていただくと分かると思いますが、白いビニールラップみたいなのでまいてあるかと思いますが、ああいった機械を導入することによって労力、コストが下がる、下がることで、従事される方たちが別の作業につかれたり、それだけ牛のほうに目が行つたりということでストレスが下がって、そういった部分では、いろんな環境につながって、機械の導入とかで全て牛に対するストレスも下がって、高品質なものが出来上がっていくというところにつながっていきます。ちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、全てつながっていくような状態でございます。

それから次に、多面的機能支払交付金事業でございます。これは具体的に言いますと、地域の方と筑紫野市が契約を結ぶことによりまして、地域の農地の面積に応じて、水路、または道路との境目の法面の草刈りをされたり、軽微な水路、側溝あたりの維持補修、また、有害鳥獣の今張っておりますメッシュ金、そういったところの見回り活動に使われたりということをやられております。また、こういった地域の活動に関しまして、農家でない地域の方たちが美化活動に参加されたり、地域によってはですけれども、それぞれの思いがあります。彼岸花を見られるように、その時期に草を刈って、みんなで見る。通学路も見ようということもあつたりしておりますものですから、そういった意味では、田んぼの持つ多面的機能を維持されている、農家さんだけでやるんじゃないですよ、地域で取り組みましょうねという形で注目されるような農地があるんだということを行われている事業でございます。

最後に、産地づくり推進補助事業ですけれども、この浸透を図る必要があるというところなんですけれども、これはやはり作業内容的にというところもありますが、水田を大豆だつたり、麦だつたり、主食用米以外にするときの転作でございます。野菜もそうです。ただの野菜を作るよりも、JAさんを通して地産地消の地域への直売所だつたり、給食センター

のほうにJAを通して納品したりだとかの部分に広げていくというところがございます。ただ、農家さんによっては、そこまではというところもあったりしますものですから、やはりその労力だったり、自分たちでやっていくというところの部分が広がればなど、関係機関と一緒に進めさせていただいているところがございますので、浸透を図るために必要なところを課題として挙げさせていただいております。

以上です。

○委員長（白石卓也君） 西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） ありがとうございます。畜産費のところは少し分かりにくかったんですけど、環境の整備というのが積極的に行われていて、いいなと思ったんですが、売るときにそれが付加価値として高く売れるわけでは、直接的に売れるのかといったら、そうではないんじゃないかというような気がするんですが。つまり、競争力強化ということに、どのようにこれが反映されているんですか。

○委員長（白石卓也君） 八尋課長。

○農政課長（八尋優一君） ブランド力強化で肉質のいいものという形でストレスをかけないというところがありますけども、ストレスのかかってない牛の肉でございますと言って売っていいのかどうかというのはちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、全てがつながっているというところを言わせていただいたように、密集しているようなところに育った牛よりも、ある程度伸び伸びして、環境のいいところで育った牛のほうが肉質がいいですよという売り込みにはなるかと思いますが、そういったところにつながっていきますということで、私が言葉足らずの説明だったかもしれませんが、環境というところはそういったところにつながります。ちょっと乱暴な言い方かもということを行いました。そういったところにつながっていくものと考えております。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今のブランドの、畜産で、例えば博多和牛というのはこういう中に入っていくわけやろう、分かりやすく言えば。

○委員長（白石卓也君） 八尋課長。

○農政課長（八尋優一君） はい、そのとおりでございます。博多和牛もブランド牛として、当然これの中に入っております。

以上です。

○委員長（白石卓也君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） すいません、お時間取らせて。これ全体で見せてもらって、一つ

言えることは、明らかに後継者不足というのが大きな課題になっていると思います。もう一つは、こうやってブランド化するということが非常に大事なことですけど、どこの市町村も取り組んでいる傾向がありますでしょう。そうすると、幾らいい品質の、例えば鶏にしても放し飼い、平飼いしていれば、それは当然品質がいいですね。けども、それを生かすも殺すも販売力というか、そういうところが一番大事だろうと思うんですね。天草のやせた土地でも、こないだテレビに出ていましたけど、一流シェフを呼んで、販売路を拡大したりということが非常に、幾らいい品質を作っても、保てても、それを販売するルートを開拓しないと何にもならないと私は思うんですが、そこら辺はどう考えていますか。

○委員長（白石卓也君） 八尋課長。

○農政課長（八尋優一君） 肉、それから野菜にかかわらず、やはり地産地消としてPRするところが大いにあるかと思います。例えば、今言われましたブランド牛だけをどうかというときに、筑紫野市だけでも行ってないんで、福岡県だったり、畜産協会だったり、そういった関係機関と一緒にしながら、良い策をあればということでやらせていただいております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打切ります。ありがとうございました。

担当課入替えのため、しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後 2 時40分

再開 午後 2 時41分
—————・—————・—————

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、所管事務報告、令和4年度筑紫野市生活環境保全連絡会について、執行部から説明をお願いします。

部長。

○環境経済部長（野田清仁君） お疲れさまです。引き続き、環境課になります。所管事務報告3件、所管事務調査1件ございますので、よろしく願いいたします。

環境課職員が来ておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○環境課長（虫明しのぶ君） 環境課で課長をしております虫明と申します。よろしくお願いいたします。

○環境保全・廃棄物担当係長（荒井健治君） 環境課で係長をしております荒井と申します。よろしくお願ひします。

○環境経済部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、令和4年度筑紫野市生活環境保全連絡会についての報告を課長の虫明からさせていただきます。

○委員長（白石卓也君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） それでは、令和4年度筑紫野市生活環境保全連絡会について御報告をさせていただきます。

資料につきましては、所管事務報告資料のうち、資料1と書かれたものになります。

それでは、表紙をめくっていただきますと、保全連絡会のレジュメをつけております。この会議につきましては、旧産興処分場に係る情報共有のため、福岡県、筑紫野市、山神水道企業団と、オブザーバーで関係市町が出席し、平成10年から開催しているものになっております。本年度は7月に開催をいたしました。

こちらに、3番目、議題と書いてありますが、議題といたしましては、産業廃棄物処分場の問題について、福岡県、筑紫野市、山神水道企業団が令和3年度に実施した水質調査の結果、それから福岡県が実施しておりますガスの調査結果、また、受託廃棄物の搬出の状況について報告を受け、最後に意見交換をしているものとなっております。

それでは、インデックスの福岡県とついております、こちらを御覧ください。

ページをめくっていただいて、1ページになります。こちらは、産興の二期処分場の拡張部の写真となっております。本年6月22日に撮影されたものということでございます。草木が繁茂しているような状況が確認できます。

続きまして、2ページになります。2ページは処分場の位置図となっております。

続いて、3ページを御覧ください。こちらは場外の水質調査地点を表す図となっております。

4ページは、場内の水質調査、ガス調査の地点を表す図となっております。

続きまして、5ページとなります。こちらは、CODの水質調査結果を長期的に確認できるものとなっております。

続いて、6ページ、こちらは、硫化水素の結果が長期的に確認できるものとなっております。

ます。

ページをめくっていただいて、7ページになりますが、こちらは二期処分場における硫化水素ガスの結果となっております。二期拡張部については、平成18年、19年に雨水の排除工事を行っており、その結果水質が改善され、長期的に右肩下がり。また、ガスについても低濃度で推移をしているところがございます。二期処分場についても、同じく低濃度で推移をしているところがございます。

8ページを御覧ください。こちらは受託廃棄物の搬出状況となっております。平成18年度から令和3年度までの集計となっております。近年、搬出量の増加が見られるところがございます。

委員会で以前質問いただいた汚泥と廃石膏の搬出の見通しについて、県のほうにお尋ねをこのときにしております。お答えといたしましては、事業者が処理方法や搬出先を検討しているということで、回答をいただいたところがございます。

また、同廃棄物の流出などの危険性についても併せてお尋ねをしておりますが、こちらについては、容器に入れられて建屋の中に保管されており、火災や流出のおそれは低いということで、回答をいただいているところがございます。

そして、9ページ以降でございますが、こちらは月ごとの調査結果となっております。後ほど御参照いただければと考えております。

続きまして、筑紫野市と書いてあるインデックスのついた資料を御覧ください。

こちらにつきましては、令和3年度に筑紫野市が実施した水質調査の結果をまとめております。こちらにつきましても、これまでこちらの委員会のほうで御報告させていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

そして、この中で、会議の中で、窒素濃度やBODが高いことについての質問をいたしました。全窒素は、管理型処分場の排水基準を参考に、照らし合わせると、大きく下回っているということでの答えはございました。また、水稻への影響についてはということでお尋ねしましたが、知見を持っておらず明言はできないということで回答をいただいているところがございます。

続いて、山神水道企業団とついておりますインデックスを御覧ください。

ページをおめくりいただきまして、1ページ、こちらに山神水道企業団が実施している調査について記載されております。ダム流入原水検査を月1回、そして処分場直下の簡易検査を毎日行っておられます。結果につきましては、安定しており、全体的には問題なしということでございます。また、水道水の基準もクリアしているということで報告がござ

いました。

続きまして、インデックス、会議録と書かれたものがございます。こちらは、この連絡会の会議録を記録したものとなっておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

この連絡会の意見交換の中で、数年、採水ができていない箇所などがあるということで、調査地点や項目について、3者が実施するモニタリングの調査内容について総合的な検討作業を進めていこうということとなりました。

市のほうからは、県に対し、モニタリングの継続実施と事業者の指導を併せてお願いしております。また、これに対して、県においては、廃棄物行政の重要課題と認識し、関係機関と連携ししっかり取り組んでいくということを確認できているところでございます。

以上、報告を終わります。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 議事録を先日読ませていただいて、本当、質問していたことをきちんと答弁を、谷山係長でしたっけ、そういったところからいただいているので、間違いなくきちんと伝えてあるんだなということで、少し安心しました。ありがとうございます。

○委員長（白石卓也君） もうそれでいいですか。

○委員（宮崎吉弘君） はい。

○委員長（白石卓也君） ほかにありませんか。西村副委員長、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） では、質疑を打ち切ります。

続きまして、所管事務報告、水質調査等の結果について報告をお願いします。

虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） それでは、平等寺地区の水質調査等の結果について御報告いたします。

資料2と書かれたものを御覧ください。

まず、ページをめくっていただいて、2ページ目ですが、ちょっと同じような資料がついているので、すいません、分かりにくくて。

○委員長（白石卓也君） 課長、すいません、同じとじですね。はい、どうぞ。

○環境課長（虫明しのぶ君） よろしいですか。

○委員長（白石卓也君） はい。

○環境課長（虫明しのぶ君） それでは、2ページになります。こちらは、調査箇所図となっております。筑紫野市が実施している水質調査、10か所となっております。右下のほうに調査頻度を掲載しているところでございます。

続いて、3ページを御覧ください。こちら、令和4年の4月から6月までの結果を月ごとに表しております。3回を通しての結果でございますが、②、⑦の地点で3か月、⑧の地点で5月26日分が水量不足により採水ができていないところでございます。また、①、⑤、⑨の地点で、全マンガン、ウランが要監視項目、指針値を超えた月が生じております。全マンガン、ウランについては、福岡県のほうより、自然由来のものといった見解が示されているところでございます。

続いて、4ページをおめくりください。A3の横型の資料となります。こちらは、有害物質等を含めて年2回調査をしているものとなっております。今回5月分を御報告いたします。②、④の地点で、水量不足により採水ができておりません。また、全項目において環境基準を満足した結果となっております。

続きまして、5ページを御覧ください。こちら、福岡県の調査結果等について御説明をいたします。

ページをめくっていただきまして、6ページ、こちらは処分場周辺の水質等の調査地点となります。

続きまして、7ページは、処分場内のモニタリングの地点となっております。水質調査が8か所、ガスのモニタリングは5か所となっております。

ページをめくっていただいて、8ページになります。場内におけるCODに関する平成17年からの長期的な動きを示したグラフとなっております。スポット的に上がる箇所がございますが、年々そのピークは下がってきているところでございます。

続いて、9ページでございます。こちら、場外におけるCODに関するグラフとなっております。年々スポット的に上がる箇所がありますが、そのピークは下がってきていることが確認できます。

ページをめくっていただきまして、10ページになります。こちらは、場内におけるBODに関するグラフとなっております。S-4の地点で、年に数回、基準を超える数値を示すところがございます。

続きまして、11ページです。場外におけるBODのグラフとなっております。青い線、St-11という箇所の分ですが、こちらが年に数回、高い数値を示しております。

ページをめくっていただいて、12ページです。先ほど10ページで御説明しました場内の

箇所のうち、S-4という場所になるBODのグラフとなっております。青い数値が、先ほどの10ページで御説明した通常の測定値となります。そして黄色い部分が、硝化反応を抑制した数値となっており、青のグラフが示すようにBODが高いことはありますが、硝化反応を抑制し測定すると、数値が低位であるということが確認できます。

続いて、13ページでございます。13ページも同じく、St-11、場外にある箇所ですけれども、そちらのBODの数値となります。基準を超えるところはございますが、硝化反応を抑制すると、低い位置の結果という形が確認できるというものになっております。

ページをめくっていただいて、14ページになります。硫化水素のグラフとなっております。過去は高い数値を示しておりましたが、近年は低濃度で推移をしているところでございます。

15ページから20ページまでは、令和4年4月から6月までの調査結果の詳細となっております。こちらは後ほど御参照いただければと考えております。

最後に、21ページになります。受託廃棄物についての御報告でございます。

1番につきましては、受託廃棄物の残量といたしまして、令和3年12月現在のものとなっております。こちらは6月議会で報告させていただいた数値と変わらないものとなっております。廃塗料、廃プラ等の混合廃棄物、汚泥、廃石膏の合計で約2,130トンが、場内の敷地内に残されているということになっております。

そして、2番目に、受託廃棄物の搬出状況ということで、令和4年7月現在のものとなっております。混合廃棄物については、2,572立米が搬出されました。廃石膏、廃汚泥については、動きはございません。この混合廃棄物をトンでお示しいたしますと、668トンということになります。令和3年12月現在の数値から単純に引き算いたしますと、1,462トンが残されているという計算になります。

以上で報告を終わります。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 先ほど保全連絡会ですかね、これが7月22日にあったということで、次回の連絡会はいつの予定なんでしょうか。

○委員長（白石卓也君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 生活環境保全連絡会の次回の開催時期でございますが、こちらは年に1回、定期的を開催いたしておりますので、令和5年度に入ってから日程調整

のほうをしたいと考えております。ここ数年は7月に開催しておりますので、その辺りをめどに開催したいというふうに考えているところでございます。

○委員長（白石卓也君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） であれば、また同じことにはなるとは思うんですけども、まだ残量が1,462トンあるわけですから、引き続き質問をしていただいて、県の動向をきちんと把握していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（白石卓也君） 下成委員。

○委員（下成正一君） お尋ねいたします。21ページ、今、宮崎委員もちょっと聞いてありましたけど、令和4年の1月から6月、廃プラ、木くずのところ、2,572立米というんですか、そして参考値が668トンとなっていますが、これはどういうことなのか、ちょっと意味が分からんっちゃんね。これをちょっとまず最初に教えてください。

○委員長（白石卓也君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 搬出されるときには、産業廃棄物のマニフェストによって立米で示されているところがございますが、1番の受託廃棄物の残量、これは福岡県が計測しているものになりますけれども、こちらがトン表示になっております。トン表示と立米と単位が異なるので、なかなか比較しづらいというところもございますので、この0.26という係数をこの2,572立米に掛けますと、トン換算だと668ぐらいというのが出ますので、これを参考値ということでこの表につけさせていただいているところでございます。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き所管事務報告をお願いいたします。市内の産業廃棄物処理施設について、執行部から説明をお願いいたします。

虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） それでは、資料3、市内の産業廃棄物処理施設について御報告をいたします。

ページをめくっていただいて、2ページになります。A3の横型の表がついているかと思いますが、こちらは、福岡県がホームページで公開しております産業廃棄物処分場中間処理業者の名簿となっております。そのうち、施設設置を筑紫野市内にしているものを抽出したものがこの表となっております。

こちらは令和4年4月現在のものです。施設数としては42ございます。業者数としては

13になっております。これは、各業者が処理方法や取扱品目によって複数施設を持っておりますので、その関係でこのような形で施設数が多く出ているものとなっております。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思っております。4ページは、株式会社センクにおける不法投棄についてということで、御報告をさせていただきます。

まず、1番、事件の概要でございますが、株式会社センクの産業廃棄物中間処理場、こちらは山家でございます。ここに写真の図をつけておりますが、真ん中上部に山家1区公民館というのが御覧いただけるかと思っております。こちらから南のほう、この写真図でいいますと下のほうになりますけれども、林道高原線が通っておりまして、この林道に面したところにセンクの事業場があるものとなっております。真ん中のちょっと下のほうに事業場ということで赤丸で囲んでいるところございますが、こちらになっております。この処分場のほうで、株式会社塚田工業、株式会社センクの関係者による不法投棄が行われたというところになります。具体的には、廃棄物の埋立て行為があったということで、対象廃棄物は瓦礫類、廃石膏ボードというふうになっております。

センクにつきましては、廃石膏ボード等の中間処理、選別、破碎の処理を行っていたところでございます。

ページをめくっていただいて、5ページになります。経緯ということで、発覚から現在までのところを記載させていただいております。

まず、令和2年4月、筑紫保健福祉環境事務所が立入検査を行った際、不法に埋立てをしていることを探知したというのが初めてになります。

同年7月に、不法投棄の全容を明らかにするよう、必要な調査計画を報告するよう事業者のほうに指導をしております。

その後、令和3年3月に、不法投棄の全容、量や種類を把握するため事業者が実施していた試掘調査が終わりました。場内を10メートル四方のメッシュで切りまして、その38か所のうち25区画に廃棄物が埋まっているということが、これにより確認ができたところです。

そして、同じく6月でございますが、県が立入検査に場内に入ったときに、硫化水素臭のある水が場内を流れていることを確認しております。事業者のほうで、応急対策として水抜き管や空気孔を設置しております。

同年11月、山家コミュニティ運営協議会による現地視察が行われました。この際、市のほうも一緒に現地入りさせてもらっております。

また、同月から事業者のほうで水質検査を3回実施しておりますが、結果としては異状

は出ておりません。また、令和4年3月、5月と水質検査を実施しておりますが、結果に異状は出ていないところでございます。

そして、令和3年12月15日以降、硫化水素は検出されていないところでしたが、本年6月23日以降、事業場中段の空気孔1か所において、度々検出がなされているということでございます。ただ、濃度は昨年検出された濃度を下回っているということでございます。

そして、本年7月7日に、株式会社センクが持っている産業廃棄物収集運搬処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業、全ての許可の取消しをしているものでございます。

3番目に、福岡県の対応状況について御報告をいたします。福岡県の対応状況といたしましては、事業者に対し、不法に埋められた産業廃棄物を計画的に掘り出して確実に場外搬出するよう、指導をしているということでございます。また、事業場に対する監視指導を継続されているところでございます。また、山家コミュニティの運営協議会に、進捗状況を定期的に報告されているということで聞いております。

6ページのほうに、本年7月29日付の福岡県の公報の写しをおつけしております。ちょっと横向きになってしまうのですが、右の欄のほうに、許可を取り消したという処分の記事が掲載されているところでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（白石卓也君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はいませんか。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君）　違法が見つかったから、事業者のほうで水質検査とか調査とかをやっているようではけれども、自分がやったことを自分で調査するのは、何というか、本当にそれがきちんと行われているのかというのは、どうやって確認されるのかなと思うんですけど、その辺りの判断というのは県がされていると思うんですけど、どんな様子なんでしょうか。

○委員長（白石卓也君）　虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君）　事業者のほうを実施して県のほうに報告をするようにということで、指導しているところでございます。また、検査の結果については、計量証明書等をつけて、そこで確認をされていると思いますので、誤りがないということで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（白石卓也君） ほかにありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） この不法投棄の現場は、これは令和2年に見つかったということですが、いつ頃から始まったんですかね、不法投棄は。

○委員長（白石卓也君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） この福岡県の広報、県の処分のときの公告の中に、処分の理由というのがありますが、こちらのほうに「事業者は、少なくとも、令和2年2月から同年4月の間に」という文言が見られますので、この頃からされていたというふうに想定がされます。

○委員長（白石卓也君） 原口委員。

○委員（原口政信君） これ、ここに経緯が書いてありますけど、ほとんどざっとしか書いてありませんで、もっとコミュニティでは複雑に話を県とはしています。2回立入検査も、行政区の区長さんを含めて、コミュニティ運営協議会、それからその関係者の方を含めて、市の環境課も3名ほど来て、県も4人ぐらい来て、そして塚田工業の社長をはじめ向こうの業者も10名程度ぐらい来てですね。一番最初に第1回目の、そして途中、この経過報告は県が来て、コミュニティでずっと何回かしております。経過報告をですね。

それで、途中で、現場を見にいかせろということで、行って。そして、現場に行って、塚田工業……、それは、塚田工業そのものは物すごく良心的に、もうちゃんとやりますということに来て、向こうと話を、会長も私も含めてかなり強気で言って。山神ダムの問題が過去あるから、これ、あんたもう、このまま黙っておかれんよということですね。そしたら、結局、中のごみを取って、その下の泥が見えるまで全部撤収しますということ、県も市も聞いております。私たち地域も聞いております。

それで、そのとおりやって、そしてずっと今取ってもらいよるようです。これ、取ってもらいよっても、取った証が分からんから、県の保健所が今ついて、撤収作業まで。フレコンバック幾つぐらいやったかな、今現在。でかいのでですね。

それで、コロナで従業員数がしばらく足らなかったからちょっとここ最近遅れていますと。それはよかろうと。やむを得なくと。

それで、ずっとして、水質検査も今、話がありましたけど、向こうがしてしまして、これは自分のところもするということで、山家地区もするということで、お金をあんたのところが出しなさいと。了解してもらいました、塚田工業には。県もその間に入ってね。

ところが、学者さんに聞いたら、下の水路をしても水系的に意味がないと言われてです

ね。掘ったところの下のあれを取ろうということで、それは、一番最近、近いのを取って、検査をこちらのほうで、費用は向こう持ちで、県を通じてやっていくという流れを今はつくっています。

ただ、今のところ、そしてつい最近、といっても一、二か月前になるとですけど、この処分が出て、その説明会にも県のほうが来られました。そして、これ、あんた、処分の収集運搬とか、こういう取消しをしてもらったら、今のとを持ち出せんとじゃないとねということで、そこも追及してですね。それは、県のほうが、自分のところの廃棄物だから、自分のところがマニフェストを切って出す分は全然問題ないと。そこはもう徹底的にやらせるということですね。そういう段階ですと来ています。

市のほうは、これはもう明らかに違法行為ですから、エコセンチュリーとかそういったことで、まだ建ってもないことの議論ではなくて、もう違法行為だから、市のほうも徹底して、これはコミュニティと連携して最後まできちっとしてくださいというお願いをしているところです。

そんなところですよ。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） いつから不法投棄が始まったんですかね。どの時点から。不法投棄の。

○委員長（白石卓也君） 許可の年月日みたいなのでいいんですか。

虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 6ページになりますけれども、福岡県の広報の写しをおつけしておりますが、こちらの公告の文書の4番目の処分の理由、こちらのほうに「事業者は、少なくとも、令和2年2月から同年4月の間に」ということになっておりますので、この間に少なくとも始まったということが、現時点では言えるのではないかと推測されます。

○委員長（白石卓也君） ほかに。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） この事業者2社は、最後までこれをきちんと処理できるだけの資産はあるんですか。

○委員長（白石卓也君） 部長。

○環境経済部長（野田清仁君） 今、県のほうも、実際、塚田工業さん、こちらの業者のほうとも話をしながらやっておりますして、着実に進んでおりますので、最後までやり切れ

るものと判断しております。

以上です。

○委員長（白石卓也君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 今、西村副委員長が言われたことは、もう私たちも何度となく本人と県のほうに言って、経済力はかなりあるということと、やっぱりもう、大手の解体業で、筑紫野市も多分指定業者になっていると思いますけど、ほとんどの福岡県内の指定業者になって、塚田工業はですね。そのときのコンクリートの破片とかラスボードとか、そういうのを埋めつつちゃろうというような感じで、出てきたのはそういうのが非常に多くてですね。それは、経済面では、多分もう既に1億円ぐらいかかっているんじゃないかなと思いますけど、まだもっとかかるだろうと思いますので、その辺は県のほうも把握をしておりました。その辺は大丈夫でしょうということですね。

○委員長（白石卓也君） じゃあ、私から一つ。その撤去した産廃はどこに行っているんですか。

虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 県外へ、熊本県のほうに運んでいるというのを聞いています。ただ、それが全部の種類なのか一部なのかというのは、ちょっと確認ができてないところになります。

○委員長（白石卓也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

どうでしょうか。ちょっと休憩しましょうか。もう1個だけやりますか。

それでは、所管事務調査、エコセンチュリー21（株）産業廃棄物処理施設計画の状況について報告をお願いします。

虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） それでは、所管事務調査、エコセンチュリー21（株）産業廃棄物処理施設計画の状況について御報告をいたします。

所管事務調査資料というものがございますので、そちらを御覧ください。

ページをめくっていただきまして、現状についてでございます。令和4年1月31日に、事業者のほうから焼却施設に関する許可申請がなされております。その後、5月27日から6月27日まで法定縦覧が行われ、7月11日までを市長への意見聴取期間、そして、同じく7月11日を利害関係者の意見提出期限と県のほうがしていたところでございます。意見の

提出数については、1,950件あったということで連絡を受けているところでございます。

今後の県の対応でございますが、専門家会議の開催をなされるということです。専門家の方から生活環境保全上の意見を聞くというものになっております。こちらは法にも規定のあるものとなっております。そして、その上で、許可申請に対する決裁等の手続が行われていくということで聞いております。

また、参考としまして、下の段になりますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関係条文をおつけしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はいませんか。

原口委員。

○委員（原口政信君） 県で行われる専門家会議ですね、審議会という感じで私たちは聞いていたんですけど、部長、専門家会議とはどういうメンバーがどういう審議をするのか、まずちょっと教えていただけませんか。

○委員長（白石卓也君） 野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） 産業廃棄物処理施設に対しての専門的知識を有する方々になるんですけども、内容的に言うと、大気であったり、騒音であったり、振動、悪臭、水質及び地下水、あと廃棄物処理に関することに関するそれぞれ専門的な見識、知見を持っている方々がおられます。そちらの方々に、いろんなこういった処理施設が出てきたときに、県のほうから依頼をしながら、本当に処理しているのが大丈夫なのか、そういったところをきっちり見られるというところで聞いております。

例えば、座長さんがおられて、こう会議なのか、それぞれに聞かれるのかというところまではちょっと把握がなかなか難しいところでありまして、県のほうに私もいろいろお尋ねするんですけど、そこぐらいまでしかなかなか教えていただけない。ある程度、だんだんそれを公表すると、処理とかいろいろな申請関係の認可に際しての審査に多少影響があるのかなというところから、なかなか詳しい内容まではちょっとお聞きできなかったというのが実情でございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 原口委員。

○委員（原口政信君） でもって、ここで専門家から生活環境保全上の意見等を聞いて、その後、許可申請に対する決裁手続に入るということなんですけど、その前に、意見提出

数が1,950件出ているというこの意見書というのは、多分この専門家会議のほうに、いろんな地域の希望を聞いて、それを向こう側も分かっていたために提出しているんだろうと思うんですが、専門家会議のほうにその意見書が届くということはありませんか。

○委員長（白石卓也君） 野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） 今回、専門家会議の専門家の方々には、今回の申請書、合わせて今回の意見書も含めて、それぞれ委員さんのほうに行くという形になることまでは聞いております。

○委員長（白石卓也君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 対策委員会あたりは、そういった意見が細かくたくさん2,000通ぐらい書いてあることをぜひ加味してもらって、反映していただきたいという希望が物すごく強くて、そういった報告を受けながら、今日、聞きましょうということでやっております。

ただ、もういろんな、もう課題がですね、過去、ここ数か月来、食い違いがいろいろ出てきておる関係で、最後はそういうふうな話をということだろうと思います。また、いろいろ、産廃委員会のほうには私たちも入っておりますので、状況を聞かせてもらえたらなと思っております。

○委員長（白石卓也君） ちょっと今、マイクのあれが……。ちょっと休憩します。電池を入れ替えるので。

————— . ————— . —————
休憩 午後 3 時22分

再開 午後 3 時24分
————— . ————— . —————

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

原口委員の質問の途中で終わってしまいましたので、ざらっともう一回お願いします。

○委員（原口政信君） もう10年来、ずっとこの問題が来て、もう最後のほうは、紛争予防条例の中に入り込んで、もう建ててもいいですよと、協定書まで結んでいるんですね。建ててもいいですよ、しかし、その後の環境保全上の問題をきちっと説明をしてくれということで、ずっとここに来て、いろんな業者が変わったり、そういったことでまた少し歩み寄りが遠くなったりというところで、こういう今の専門家会議の開催ということになっておりますので、産廃委員会のほうも今、最後のほうのきちっと説明がなされるかどうかというのをかなり期待をしております。その辺の状況が分かったら、随時お知らせいただ

きたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（白石卓也君） 何かありますか。

野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） 県のほうからいろいろお知らせできる情報が入り次第、また議会のほうにも御報告させていただければなと思っております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） この5月から法定縦覧期間があつて、それに基づいて意見書を出されたんですよね。出されたな。そして、7月11日までに今度は市長への意見聴取期間って書いちゃあけど、これはどのような形でなされたんですかね。

○委員長（白石卓也君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 7月11日までに市長への意見聴取期間ということで定められ……。

○委員長（白石卓也君） ちょっと聞こえないです。

○環境課長（虫明しのぶ君） 市長への意見聴取期間が7月11日までということで、福岡県のほうが定めまして、聞き取りはなされております。こちらのほうに通知文書は来ているところではございます。

○委員長（白石卓也君） 意見聴取は終わっているということですね。

○環境課長（虫明しのぶ君） 意見聴取は、はい、なされております。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 意見聴取というのは、口頭で。要するに、文書とかじゃないの。意見書とか、普通書くやんね。そういうものじゃなくて、口頭で。

○委員長（白石卓也君） 野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） 今の田中委員の御質問の件ですけれども、7月11日まで文書で意見のほうをお聞きするというので、県のほうから来ております。ただ、市としましては、本事案に対しては、これまでの経緯であったり、現状の状況を鑑みながら判断したところ、意見を出せる状況ではないと考えたところで、意見書の提出は行っておりません。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ちょっと最後が分かりにくかったんですけど、野田部長、もう

一回お願いします。

○環境経済部長（野田清仁君） 意見書の提出については、現在のこの事業、この事案についてこれまでの経過、それから現在の状況、そういった等々を鑑みて、意見を出せる状況ではないと今判断しておりますので、意見書としては提出しておりません。

以上です。

○委員長（白石卓也君） 要は、書類でも口頭でも、今は保留している段階、状況ということでもいいんですか。

野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） 意見を出せる状況ではないと判断して、意見を出しておりません。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） じゃあ、11日までというのは、虫明課長が言った報告みたいなのは、してないということですね。してないというか、実際はなされてないということですね。

○環境経済部長（野田清仁君） 意見書として提出はしておりません。

○委員長（白石卓也君） ちょっと違ったような気がしたんですけど。

虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 意見聴取の文書が福岡県知事のほうから筑紫野市のほうに対してなされているというのはございます。向こうから、意見を出してくださいということで、文書は来ております。

○委員（田中 允君） だから、来てから意見聴取はどうなったのかって聞いているんです。

○環境課長（虫明しのぶ君） それについては、現時点では意見を出せる状況にはないと判断しているところで、出していないというところがございます。

○委員長（白石卓也君） いいですか。ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。所管課入替えもありまして、10分間、40分から再開をいたします。

————— . ————— . —————
休憩 午後 3 時29分

再開 午後 3 時38分

○委員長（白石卓也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、所管事務報告をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に対する中小企業者等への支援事業について、（１）筑紫野市第２回観光事業者緊急支援事業、（２）地域活性化商品券補助事業、（３）家計応援・キャッシュレス決済普及促進事業、これについて商工観光課から説明を受けます。

まず、出席職員の紹介をしていただいて、報告願います。

野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） 長時間お疲れさまです。それでは、所管事務報告、商工観光課になります。担当課が来ておりますので自己紹介させていただきたいと思えます。

○商工観光課長（川口 隆君） こんにちは。商工観光課長の川口でございます。よろしくをお願いします。

○商工観光担当係長（武藤智史君） 商工観光課係長の武藤です。よろしくをお願いします。

○商工観光担当主任（市川智美君） 商工観光課担当の市川と申します。よろしくお願いたします。

○環境経済部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いします。

それでは、所管事務報告になります。商工観光課長、川口から説明させていただきます。

○委員長（白石卓也君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 所管事務報告資料の１ページをお開きください。

（１）筑紫野市第２回観光事業者緊急支援事業、令和４年８月末現在でございます。

こちらの事業の目的は、新型コロナウイルス感染症により、経営に打撃を受けた観光関連事業者の事業継続支援を目的に支援金を支給するものでございます。

対象者といたしましては、旅館、ホテルには30万円の基本金にプラス1室5万円、合計上限100万円、入浴温泉事業者30万円、観光バス、タクシー事業者、基本の30万円に加え1台5万円、上限100万円、旅行代理店30万円でございます。

受付期間は、令和４年４月１日金曜日から令和４年９月30日金曜日まででございます。

８月末の給付済額ですが、2,375万円、支給件数は70件でございます。

続きまして、（２）筑紫野市地域活性化商品券補助事業でございます。

こちらの目的は、地域活性化商品券の発行に係る費用、プレミアム分を筑紫野市商工会に補助することにより、商品券発行で地域内消費を喚起し、商店街をはじめ地域経済の活性化を図るものでございます。

販売総額は3億円で、うちプレミアム分が20%、市補助金は3,000万円。

周知方法といたしまして、広報6月1日号に合わせて、チラシを既に全戸配布済みでございます。

申込み方法は、はがき、インターネットによる申込みで、申込み期間は令和4年6月1日水曜日から6月30日木曜日で、購入引換券の発送を、令和4年7月25日月曜日までに発送しております。

申込み額は、4億9,635万円でございます。

1ページおめぐりください。

購入引換日時及び会場につきましては、日時が、令和4年7月30日土曜日、同じく7月31日日曜日の9時から11時、11時から13時、13時から15時の3こま、会場は筑紫野市商工会、加えまして、日時、令和4年8月4日から10日水曜日、9時から11時と13時から15時、こちらについては土曜日曜は除いておりました。会場は同じく筑紫野市商工会です。

使用期間につきましては、令和4年7月30日土曜日から6か月間でございます。

次、最後に、家計応援・キャッシュレス決済普及促進事業についてでございます。

本事業は、令和4年6月議会で、国の総合緊急対策に対応する一般会計補正予算（第2号）として御承認をいただき、ありがとうございました。6月議会の本委員会で概要について御報告はさせていただいておりましたが、今回はその後の状況について御報告いたします。

まず、目的につきましては、物価高騰の影響を受ける家計の支援と地場経済の活性化を図るため、市内の対象店舗においてキャッシュレス決済手段、P a y P a y で支払われた場合に、プレミアムポイントを付与するものでございます。

支援額は、支払額の20%のプレミアムポイントを提供。ポイント付与上限は1回当たり1,000円、期間内1万円でございます。

事業額は1億1,250万円、内訳として、需用費20万円、委託料1億1,230万円でございます。

こちらの事業の対象店舗につきましては、P a y P a y に登録されておまして、本キャンペーンに賛同されている市内の中小事業者という形にさせていただいております。

実施期間は、令和4年9月1日木曜日から令和4年9月30日金曜日の1か月とさせていただきます。

このキャッシュレス決済の方法につきましては、スマートフォンを活用したQRコード決済やクレジットカードなどありますが、今日の物価高騰などへの支援として幅広い市民

の皆様方に利用していただきたいとの基本的な考え方の下、すぐに利用可能であること、入会審査や入会費・年会費が必要とならないこと、さらには、今日の普及率が約94%に達しているスマートフォンの利用状況を鑑み、多くの方が利用可能になるのではないかという点も含め、事業者の絞り込みを行ってきたところでございます。

3ページを御覧ください。

横に表をつけております。スマートフォンを活用したQRコード決済の大手4社と、参考にクレジットカードに関して記載しておりますが、キャッシュレス決済事業者の比較表になります。項目の中でも、利用されている方の多さを測る①のシェア率、利用者の利便性を測る⑤のコンビニATMでのチャージの可否と、⑥の登録店舗数、さらに経済効果を測る⑦のキャンペーン時のポイント付与額の見込みと、⑧の決済額の見込みを比較いたしますと、PayPayの総合評価が高く、今回の事業者として適していると判断をしたところでございます。

以上、御報告を終わります。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。1、2、3、一括してです。

田中委員。

○委員（田中 允君） これはどのような、誰でもできる……。今、玄関でしょうやない、何か、裏口玄関で。あれとはまた別ね。

○委員長（白石卓也君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時47分

再開 午後3時50分

○委員長（白石卓也君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を再開します。

下成委員。

○委員（下成正一君） お尋ねいたします。筑紫野市地域活性化商品券補助事業をちょっとお尋ねいたします。

購入引換が7月30日と31日ありましたね。そして、第2回目が、売れ残りを8月4日からしたわけですかね。したわけですよ。意味が分かりませんか。いや、向こうは分かるとるんですよ。

○委員長（白石卓也君） いや、みんなに分らないかんから。下成委員、もう1回聞い

てください。

○委員（下成正一君） はい。2番の地域活性化商品券、2ページを開けてください。この購入引換、うちはこれしたんですけど、7月30日と7月31日で第1回目の引換をしたわけですよ。②というのは第2回目ということかな。ちょっと教えてください。

○委員長（白石卓也君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） ①と②はともに第1回目なんですけれども、①が土曜、日曜日、②は平日に第1回目の引換を行ったという形になります。

以上です。

○委員長（白石卓也君） 下成委員。

○委員（下成正一君） 売れ残りがあって、第2回目があって。そこはどうなっているか教えてください。

○委員長（白石卓也君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 第2回目の引換につきましては、9月1日、2日、5日、6日、7日、こちらの5日間で第2回目の引換を行っております。

以上です。

○委員長（白石卓也君） 下成委員。

○委員（下成正一君） 現状、売れ残りというのはまだあるんでしょうか。

○委員長（白石卓也君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 直近で確認いたしましたところ、現在、3億円に対しまして2億9,631万円が引換済みでございますので、残り369万円がまだ引換が済んでない分になります。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 例えば3億円が販売総額で、申込みが約4億9,000万あるわけやけど、その売れ残りちゅうのはどういう意味かな。

○委員長（白石卓也君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 申込みが4億9,635万円ございましたが、7月14日に3億円分になる抽せん会を行っております。その3億円に対して引換を、先ほど申しました日付で行ったと。しかし、最終的に現時点でまだ引換に来られてない方の分の金額が369万円になっております。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） ということは、何月末まで有効になるんですか。

○委員長（白石卓也君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） この券の有効期間の7月30日から6か月というところは変わりはありません。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 要するに引換期限。購入引換期限はいつまでになつとるわけですか。

○委員長（白石卓也君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時54分

再開 午後3時55分

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） この残っている369万円につきましては、また日程を改めて第3回目の引換を行う予定ですが、その日にちについてはまだ調整中になっております。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 抽せんに当たった、当選というのかな、表現は分からんけども、その当たった人が来とらんやったら。そしたら、3億円やから、4億9,000万やったら、1億9,000万ぐらいの人が外れとるわけよな、結論として。なら、その人たちに振り分けとか、そういうシステムじゃないの、これは。どのような形になつとるんですか。

○委員長（白石卓也君） 野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） もう1回ちょっと整理します。4億9,635万円分の申込みがありまして、3億円に対してオーバーしておりますので、まず、一番最初の7月30日、31日、もしくは8月4日から10日までに交換に来ていただける方々の抽せんをまずやっています。その抽せんをした結果は、はがきで通知が来ますので、その通知で、いついつ、この日に交換に来てくださいと。

それで、交換に来られなかった方とか、あと、例えば10枚申し込んどって、やっぱり5枚でよかったという場合があります。そうすると、やっぱり当選された方は3億円分から減ってくる、交換された方が。その次に今度は、もともと抽せんをしたときに、次点とい

う形で決めておった状態になるんですよ、当選者を。この次点の方に今度は、まだ交換されてない分がありますので、それを9月の1日、2日、5日、6日、7日に交換に来てくださいということで、一応3億円分の幅まで交換できる通知をお送りしております。

それでも約300万円ちょっとぐらいの交換がまたなされてないので、今度はその次の、次点で当選された方にまた連絡をして交換をしていただくという流れです。

○委員長（白石卓也君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 休憩して。

○委員長（白石卓也君） 休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後3時58分

再開 午後3時59分
—————・—————・—————

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

野田部長の説明でいいですか。

○委員（田中 允君） いいです。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑のある方。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 1番の緊急支援事業です。4年の8月現在で、まだ期限が9月30日までありますけど、まだ申込みをされるというか、見込みはありますか。

○委員長（白石卓也君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 本事業は、令和3年に行った、同じように観光事業者を対象とした事業の2回目として実施しておるんですけども、その前回の対象者の実績70件というのをベースに今回の積算をしております。これまで、前回の対象者の2件の方が廃業されている、しかし3件の方が新たに事業を起こされているということで、最終的には71件になろうかと考えておりますが、まだ1件申請をされてございません。ただ、こちらの方につきましては8月に、もう9月いっぱい申請期限ですよということで御連絡は差し上げているところでございます。

○委員（宮崎吉弘君） 伝えてあるんですね。了解です。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務調査、インボイス制度について、執行部から報告願います。

川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 所管事務調査といたしまして、インボイス制度について御説明をしたいと思います。

資料1 ページを御覧ください。

まず、インボイス制度とは、正式名称を適格請求書等保存方式といい、請求書や納品書の交付や保存に関する制度で、来年度の10月1日から始まります。

このインボイス制度につきましては、令和元年10月より消費税の軽減税率が導入されたことで、仕入税額の中に8%のものと10%のものが混在するようになったことから、正しい消費税の納税額を算出するために商品ごとの価格と税率が記載された書類を保存するようになっており、取引の正確な消費税と消費税率を把握することを目的としております。

今回、資料として、国税庁が広報周知を行うために今年の8月に作成しました「インボイス制度が始まります」という両面刷りのチラシが1枚と、筑紫税務署が公益法人筑紫法人会と共催で行う予定の「消費税インボイス制度説明会の開催について」という片面刷りのチラシ1枚の2枚を準備してございます。

まず、1枚目のチラシを御覧ください。

一番上段には、制度の始まりについて、令和5年10月、インボイス制度が始まりますと紹介されています。さらに、制度の登録申請について、制度開始時にインボイス発行事業者となるためには原則令和5年3月31日までに登録申請が必要だと紹介されています。

以下、表面の内容は、先ほど冒頭で御説明しました制度に関する内容が記載されておりますので、後ほど御一読ください。

裏面につきましては、インボイス制度は事業者の方々に影響のある制度となっていることから、国税庁ではホームページで、インボイス制度の特設サイトやコールセンターの設置を案内されております。中ほど以下のところになります。

2枚目のチラシについては、筑紫税務署が公益法人筑紫法人会と共催でインボイス制度の説明会を行うというものになっております。

市といたしましても、これら関係機関と連携し、市公式ホームページで国税庁や筑紫税務署での取組を紹介し、また、関係するチラシについては市役所内で配架などを行って、インボイス制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方ありま

せんか。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 小規模の事業者に影響があるというふうに聞いているんですけど、今の御説明ではどういうふうに影響があるのかというのがあまりよく分からなかったんですよね。一番最初、口頭で説明されたところがそこに当たるところなのかなと思ったんですけど。

要するに、どういう事業者がどういう影響を受けるよと。市内の事業者だったらこれぐらいの方たちが対象になって、説明会があるというふうになっているんだけど、市としてはどんなふうな支援をしていくのかというようなことを、もう少し分かりやすく説明していただけないかなと思うんですけど。

○委員長（白石卓也君） 野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） 今言われています事業者というのが、基本的には課税事業者になります。課税事業者というのは、税抜1,000万円以上の事業売上がある方が対象になってくるわけです。それ以下の方については基本的には免税事業者になっています。免税事業者というのは、このインボイス制度に適用義務があるのかというと、義務は発生しないというのがあるんですけども、実際、課税事業者の方に免税事業者が品物を納品する場合に、今後は申請、登録とか、消費税とかそういったものの登録をしてなければ、この次の方がまた支払ったりしないといけないということがありますので、実際その取引あたりに多少影響が出る可能性がある。これは国税のほうも分かっているんですね。

ですから、今のところ、令和5年10月から適用になるんですけども、多少この運用の暫定期間というのがたしか設けられているはずなので、そういった中で免税事業者の方々がどう対応するのかというのはまたそれから様子を見ながら、申請をするのかしないのかというふうになります。

そして、何が今までと違うのか。今までの請求書というか、適格請求書に記載されている内容が、今までは請求書等保存方式という状況になるんですけど、それが消費税率が8%、10%の2段階になったことによって、税率が違うということがありますので、そういったものをきちんと把握をしましょうよということから、今までの請求書と何が違うかということ、まず事業者の登録、登録番号がつかます。事業者を税務署のほうに登録をして、まず、その登録番号を頂く。それと、商品の売買があったときに、8%で幾らなのか、10%で幾らになっているのかという、税率と消費額を明記しなさいと。これは請求書、領収書、全て明記しなさいというふうになっております。この分で、それぞれの事業者の方

に取り組んでいただく状況が必ず出てくる可能性があります。

今のところ、具体的にはいろんな団体というか、例えばJAさんならJAさんから組合員さんのほうに連絡が行ったり、あとは、商工会なら商工会のほうからまた通知がなされたり、いろんなところから情報発信している状況も確かにあります。あと、市のほうとしても税務署と連携しながら、税務署からいただいた情報、そういったのはホームページに掲載する、そして、市役所の窓口にもこういったものを。できるだけその情報を提供しながら、いろんな事業者の方々に周知していこうかなど。

それぞれの事業者の方で対象が変わってきて、具体的にどう動かないといけないというのが出てきますので、一番いいのは、その事業者の方が税務署に行って相談をすると。これは個別相談の窓口がありますので、そちらにお伺いしていただくのが一番じゃないかなど。委員さんのほうからも、いろんな相談を受けられたときには、そういった税務署のほうに聞かれると一番詳しく分かるということをお伝え願ってもいいのかなどと思います。

以上です。

○委員長（白石卓也君） 西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 小さい企業のところが、その手数が増えるということは聞いていたんですけど、それとプラス、不利になる面があるというふうに聞いているんですが、そこはどうですか。

○委員長（白石卓也君） 野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） その手数が増えるというのは、基本的にそういった消費税を明確にしないといけないというのがございますので、そういった手間とかいろんな部分の書類を作ったり残していかないといけないというのが出てくるかと思います。

その不利になるというのは、私も理解がちょっと難しいところがあるんですけど。どういったところが不利になるのかというのが分からないんですけど。答えようがちょっとないので、コメントは控えさせていただきたいと思います。

○委員長（白石卓也君） 西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 今まで課税対象にならなかった部分の対象になる部分があるよというふうに聞いたんですけど、正確に私も記憶していませんが、そういうことがあり得るんですか。今まで払わなくてよかった分が払わなきゃいけないよというふうに聞いたんですけど、それはないですか。

○委員長（白石卓也君） 野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） 今言われてあるのは多分、売上げが1,000万円ってな

いというところの方々に、実際その売上げがないから基本的には免税事業者に該当している方じゃないかなとは想定しています、ちょっと分かりませんが多分そうじゃないかなと。ただ、今言われてある手間が増えるよというのは、この免税事業者の方が今度は課税事業者の方と取引がある場合に、この課税事業者の方は、免税事業者の方が本来支払うべき消費税を払わないといけない。そうすると、こちらの方が、いやそこまではという状態だったら、この取引がまた何か出てくるかなというところと思います。

だから、私が一番最初に説明したように、一応暫定期間がたしかこれ設けてあったと思いますけど……。そうですね。

○委員長（白石卓也君） 1回休憩しましょうか。

○環境経済部長（野田清仁君） ちょっとよろしいですか。

○委員長（白石卓也君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時12分

再開 午後4時13分

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） 一応、先ほど御説明した免税事業者の取引の中で、免税事業者の方が登録をするのかしないのか、これは基本的には事業者の方が判断される内容になるんですね。だから、これからいろんな取引の中で、どうしても登録しないと行かないとなると、登録をすると今度は消費税の預り金をまた国のほうにお渡ししないと行かないという手続が出てくるかと思います。その判断は、今のところ暫定期間が設けられて、令和11年の9月30日までが基本的には暫定期間を設けられてございます。

今度、またそれまでの間、こちらの免税事業者の方というのは、今度は課税事業者と取引があったとしても、課税事業者の方は、今度、仕入れ額の控除相当額の何%を控除していいですよという取決めがありますので、課税事業者の方はそれに基づいて申告がなされるものと解しております。

一番いいのは、本当は税務署のほうに相談されて、間違いないということで、宮崎委員が言われるように、こちら、後ろ側にホームページだったり税務署とかありますので、皆さん税務署のほうに御相談されて、事業者、事業者のそれぞれの方が自分の実情をお話しされて相談されるのが一番間違いないと思います。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 4 時15分

再開 午後 4 時26分

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務調査、令和4年度事務事業の進捗状況について、出席職員の紹介をしていただいた上で、執行部から報告願います。

部長。

○環境経済部長（野田清仁君） それでは、所管事務、令和4年度の建設環境委員会所管事務事業一覧について、環境経済部の事務事業をそれぞれ御説明させていただこうかと思えます。

本日、本案件につきまして、各所管課から職員出席しておりますので、自己紹介をさせていただきますと思います。

○環境課長（虫明しのぶ君） 環境課で課長をしております虫明と申します。よろしく願いいたします。

○農政課長（八尋優一君） 農政課課長をしております八尋です。よろしく願いいたします。

○商工観光課長（川口 隆君） 商工観光課の課長をしております川口です。よろしく願いいたします。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 上下水道料金総務課長をしております伊藤と申します。よろしく願いいたします。

○水道担当係長（鶴岡靖生君） 上下水道工務課水道担当係長をしております鶴岡と申します。よろしく願いいたします。

○下水道担当係長（新山武志君） 同じく上下水道工務課下水道係長をしております新山です。よろしく願いいたします。

○環境経済部長（野田清仁君） どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（白石卓也君） それでは、お願いします。

野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） それでは、事務局のほうからお配りしていただきました資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページを見ていただきますと、一番上に所属名称、その横に行きますと事業名称、予算額、千円単位になります。そして備考と書いております。この備考のほうには今現在の進捗状況等を記載させていただいておりますので、こちらを見ていただければと思います。まず、私のほうから御説明してまいりますけれども、事業名称、それとあと備考の欄のところを順次行こうかと思っております。

まず、環境課のほうから参ります。

環境衛生推進員運営事業でございますけれども、各行政区に1名委嘱しておりまして、推進員が中心となって環境衛生の取組を今現在実施しているところでございます。

次の段になります。畜犬管理事業でございますけれども、備考の欄を見ていただきますと、狂犬病予防注射集団接種を4月、5月に、今、これ12会場と記載しております。申し訳ございません、32会場になります。修正方、よろしく申し上げます。ちなみに、4月が20会場、5月に12会場で実施したところでございます。

次の段に参ります。環境問題啓発事業でございます。6月に環境出前講座を山家小学校で実施しておりまして、7月、環境問題作品コンクールを実施して、小・中学生から今現在、作品募集を行っている段階でございます。

続きまして、合併処理浄化槽設置推進事業でございます。補助件数については、現在ゼロ件でございます。

食品衛生事業。筑紫食品衛生協会に助成金を交付するものでございまして、こちらの助成金については11月の支払い予定となっております。

火葬場関連事業でございます。一部事務組合の負担金でございますけれども、筑慈苑を運営管理する筑慈苑施設組合に拠出する負担金でございまして、3期分の支払いが現在済んでおります。

納骨堂維持管理事業でございます。5月に岡田の納骨堂の内装塗装工事を実施済みでございます。

続きまして、新エネルギー設備普及事業でございます。住宅用エコエネルギー導入促進事業補助金を21件交付決定しておりまして、うち5件が交付済みでございます。

続きまして、外来生物等駆除事業でございます。ホームページによる啓発掲載、捕獲わ

なの貸出し、これが今現在2件行っております。

続きまして、愛護動物対策事業でございます。地域猫活動の支援としまして、不妊去勢手術券を15枚、現在、交付済みでございます。

続きまして、公害対策事業でございます。河川10か所の水質調査を現在、4回中2回、また、平等寺地区周辺水質調査は年14回予定のうちの6回が完了しております。

続きまして、平等寺地区環境調査事業でございます。平等寺地区産業廃棄物処分場周辺の水質、底質、底生生物調査を行うところでございます。5月に1回目の調査を実施済みでございます。

続きまして、地域美化推進事業でございます。地域清掃ごみ収集用トラック、2トン車で29台、4トン車で14台の配車済みでございます。

不法投棄対策事業でございます。不法投棄物の調査、撤去、こちらは27件対応済みでございます。

続きまして、次のページの7ページになります。

積立金事業でございます。環境基金になりますけれども、環境関連事業を推進するため積み立てるものでございまして、年度末の積立て予定となっております。

ごみ収集事業でございます。家庭から排出された廃棄物の収集運搬業務でございまして、今現在、4月から8月までの5か月分が終了しております。

続きまして、ごみ減量対策事業でございます。段ボールコンポストの講座を8月に開催いたしまして、参加者が15名の参加がございました。

続きまして、旧不燃物処理場跡管理事業でございます。旧不燃物処理場跡地の排水処理施設の維持管理委託業務を発注済みでございます。

続きまして、ごみ指定袋等購入・販売事業でございます。ごみ指定袋、粗大ごみシールの作成及び販売、こちらも同じく8月までの5か月分が完了しているところでございます。

続きまして、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合負担金事業でございますけれども、クリーンヒル宝満を運営管理する筑紫野・小郡・基山清掃組合に拠出する負担金でございます。2期分の支払いが完了しているところでございます。

続きまして、古紙集団回収奨励事業でございますけれども、121件、425万3,176円を今現在交付済みでございます。

し尿運搬業務運営事業でございますけれども、原田し尿中継基地の運営管理及び両筑苑への移送業務でございます。8月末現在で295台、3,159キロリットルを完了しているところでございます。

続きまして、し尿処理事業（両筑衛生施設組合負担金）でございますけれども、両筑苑を運営管理する両筑苑施設組合に拠出する負担金でございます。2期分の支払いが完了しております。

し尿中継基地設置地区振興事業でございますけれども、原田し尿中継基地の運営に関するもので、4月に支払い済みでございます。

これまでが環境課の所管事務の一覧となっております。いかがでしょうか、全て通しましてよろしゅうございますか。

○委員長（白石卓也君） 一回止めましょうか。課別でいきましょうか。

○環境経済部長（野田清仁君） 課別でいきますか。はい。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から報告を受けました。質疑のある方はありませんか。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 幾つかあるんですけど、4番目の合併処理浄化槽のところですが、補助件数がゼロというのはどういうことかというのと、下から5番目、地域猫のところなんですけれども、例えばですが、私の地元でも活動を始めて、2年目は減るだろうと環境課のほうが言われ……、チケットが減る、増やしはしないという方向のように聞いたんですけど、なぜか猫というのは、台風の日とかに子猫が迷い込んだりというのが毎年あったりとか、ほかの地域から来る猫が多いんですよね。それで、対策をしているからといって減ることではないんですけど、その実態についてどんなふうにも調査されているのかというところについてお願いします。

○委員長（白石卓也君） ほかないですか。一遍に聞いてください。

○副委員長（西村和子君） 7ページの一番上のところなんですけれども、基金積立て事業ですが、これは具体的にどういうことなのか説明をお願いします。

以上です。

○委員長（白石卓也君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） まず、合併処理浄化槽設置推進事業でございますが、こちらは合併処理浄化槽に転換し設置する世帯に、設置される槽に応じた補助金を拠出していただいておりますが、申請がないため補助件数がゼロ件という状況になっているところなんです。

以上です。

続きまして地域猫活動ですが、こちらの実態調査ということですが、それぞれの地域ご

との猫の頭数の調査を環境課が独自にしているのかということでもよろしかったでしょうか。

○委員長（白石卓也君） 西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 現状把握を、年度初めとかに、年度末だったかな、調査されると思うんですけど、それだけではちょっと足りないみたいで……、日々変化する。いたはずの猫がいなくなったり、どこから来て、しばらくいていなくなったりとかいろいろあるので、その実態調査というのをもう少し丁寧にしないと対策が立てられないんじゃないかなと思います。

○委員長（白石卓也君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 本事業につきましては、福岡県の地域猫活動支援事業補助金、こういったものが財源の中に含まれます。年度初めに県のほうに補助金の申請をします。こういう時期になっておりますので、その際に、事前に手術券が必要な活動団体さんのほうにお尋ねをして、そして補助する件数を確定、実態をそこで確認しているというところになります。

委員がおっしゃられるとおり、当然、野良猫を対象としておりますので、いた猫がいなくなったり、また増えたりといったところで増減はあるのかなと思っております。なかなか県の補助金の申請時期が4月の1回しかないということで、運用面でちょっと難しいところはありますが、柔軟性を持って運用できるように、そこは我々としても、年度途中で地域の実態を把握しながら、手術券が多くの地域に渡るように調整等はしていきたいと考えております。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑のある方はありませんか……。ごめんなさい、もう1問ありましたね。

虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 環境基金に関する具体的なものですが、こちらについては、ごみの指定袋の販売益を財源として、まず、一般財源に入ったものをこちらのほうに繰り入れております。そして、この基金を活用して、こちらに記載をされているような環境関連事業の事業財源とさせていただいているものです。

令和4年度につきましては、環境衛生推進員運営事業、環境問題の啓発事業、それから地域美化推進事業等に充てさせていただいているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君）　じゃあ、環境課の質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

次は。野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君）　続きまして、農政課に移らせていただきます。お手元の資料は8ページから10ページになってまいります。

まず、野菜振興対策補助事業でございますけれども、筑紫農協が組織する各部会で会議や研修会を行っております。年度末に補助金を交付予定でございます。

次の段になります。麦種子更新補助事業でございますけれども、麦の作付を行う農家が、農協から良質な種子を購入していく事業でございます。年度末に補助金を交付する予定でございます。

続きまして、良質米種子更新補助事業でございます。水稻の作付を行う農家が、農協から良質な種子を購入しながら進めていく事業でございます。年度末に補助金を交付する予定でございます。

続きまして、麦出荷者部会運営費補助事業でございます。JA筑紫の麦出荷者部会として、麦作技術の向上のために、研修会や土壌診断を行っております。7月に補助金を交付済みでございます。

続きまして、JA筑紫機械利用組合・農事組合法人連絡協議会助成事業でございます。経営能力の向上と機械利用組合等の相互の協調のために、会議・研修会を行っております。7月に補助金の交付済みでございます。

続きまして、筑紫野市農業女性グループ協議会助成事業でございます。女性農業者の生産活動や生活研究の活性化のための会議・研修を行っております。4月に補助金交付済みでございます。

有害鳥獣対策事業でございます。有害鳥獣の駆除や農林産物被害の軽減のための活動を行っております。わな猟の免許や電気柵の設置の補助は随時対応しながら、協議会の負担金を9月に支出する予定でございます。

続きまして、農業経営体育成資金利子助成事業でございます。認定農業者が、日本政策金融公庫から融資を受けて機械等を購入し、営農している場合に行う事業でございます。年度末に補助金交付を予定する事業でございます。

続きまして、認定農業者連絡協議会活動助成事業でございます。研修・情報共有によって認定農業者の経営者としての自覚を高めながら、資質の向上に取り組んでいる事業でございます。6月に補助金の交付済みでございます。

続きまして、中山間地等直接支払事業でございますけれども、協定を結んだ集落が、中山間地域の農業生産の維持と農地の多面的機能を確保するために活動を行っていただいております。そちらに対して9月に補助金の交付を行う予定でございます。

続きまして、野菜生産施設設置補助事業でございます。パイプハウス設置によって、生産効率の向上、筑紫農協直売所への出荷が確保されるものでございますけれども、随時申請でございます。現時点での申請はございません。

地産地消推進事業でございます。例年、市内の各イベントで産直マップの配布等、普及活動を行っておりますけれども、コロナの影響がありまして今回活動が難しいために、現時点では未実施でございます。

続きまして、山神ダム水源地域振興事業でございます。平等寺水源農林振興組合が、安定した原水確保のために農地維持活動を行っております。8月に交付決定し、9月に補助金を交付する予定でございます。

続きまして、環境保全型農業直接支援費交付事業でございます。交付の対象となる農業者の方が、地球温暖化防止であったり生物多様性保全等に効果の高い営農活動を実施している場合に補助金を交付するものでございまして、年度末に補助金の交付を予定しております。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

水田農業担い手機械導入支援事業でございます。農業機械を購入し、省力化による生産コストの低減を図る補助対象農家が入札準備を行っておる場合、機械導入後に補助金の交付予定となっております。

畜産一般運営事業でございます。畜産経営全般における指導等を行う福岡県畜産協会に参画しながら、畜産振興に係る情報収集を行う事業でございます。5月に負担金の支出を行っております。

続きまして、酪農振興対策補助事業でございます。市内酪農家で組織する筑紫野市酪農振興協議会で削蹄・除角、予防接種等を行っております。5月に補助金を交付済みでございます。

続きまして、肥育牛振興対策補助事業でございます。市の肥育農家で組織するJA筑紫肥育牛部会で削蹄や共励会・研修会への参加を行っておるものでございまして、6月に補助金を交付済みでございます。

続きまして、博多和牛ブランド強化対策事業でございます。和牛素牛の導入経費を助成する事業でございますけれども、県の補助メニューの変更によりまして採択がなされてお

りません。現時点での実施の予定はございません。

畜産競争力強化対策事業でございます。畜産農家が飼料生産能力向上のための機械を導入している事業でございます。8月に交付決定を行っておりまして、11月に補助金の交付を予定しております。

続きまして、市民農園運営事業でございます。貸付区画以外の草刈り等の維持管理を行っております。委託で行っておりまして、8月末までに2回の草刈りを行っております。

農村環境整備事業でございますけれども、農業施設補修工事、8月31日現在で26件実施しております。

続きまして、基金積立事業（かんがい用施設管理基金）でございますけれども、かんがいの施設管理基金条例に基づいた積立金でございます。

多面的機能支払交付事業でございます。対象集落が、環境保全・景観形成などの多面的機能の発揮のための地域活動を行っておる状況がございますので、交付金を出しております。8月に交付決定を行いまして、9月に補助金を交付する予定としております。

続きまして、農村地域防災減災事業でございます。防災重点農業用のため池劣化度状況評価業務委託を出しておりまして、今期は令和4年7月13日から令和5年2月28日の調査期間で今現在実施しております。

水田営農対策事業でございます。農業所得の安定化を図るために、各集落の作付計画面積の協議、米の需給調整の適正実施の確認を行っております。委員報酬は年度末の支払いを予定しております。

続きまして、産地づくり推進補助事業（水田調整対策補助事業）でございますけれども、対策農家が、大豆・麦などの交付対象作物を作付け、出荷、販売を行っている場合に実施する事業でございます。年度末に補助金を交付する予定でございます。

続きまして、林業一般事務事業でございます。市有林保育管理委託を令和4年8月19日から令和5年3月22日までの工期で現在実施しております。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。

続きまして、荒廃森林再生事業でございます。荒廃森林整備事業管理業務委託でございます。10月に発注する予定でございます。

林業振興対策助成事業でございます。林業振興対策助成金は12月に申請を受理し、また、造林業補助金については3月に申請を受理する。また、水源保全地整備事業補助金については2月に申請書を受理する予定でございます。

続きまして、基金積立事業、森林環境譲与税の積立金でございます。国からの森林環境

譲与税を積み立てる事業でございます。

森林環境譲与税活用事業でございます。森林の巡視業務委託は令和4年5月31日から令和5年の3月22日までの工期、また、森林資源解析業務委託については9月発注、また、森林意向調査も10月に発注の予定で動いております。あと、放置竹林整備業務委託については、令和4年8月9日から令和5年3月22日までの工期で現在実施をしておるところでございます。

続きまして、林道整備事業でございます。林道の県単補助でございます、こちらは本道寺後野線になります。10月に発注の予定でございます。

続きまして、農地災害復旧事業でございますけれども、災害復旧工事、8月31日時点で2件完了しております。

農業用施設災害復旧工事でございます。災害復旧工事、8月31日時点で6件完了しております。

林業施設災害復旧工事でございます。災害復旧工事、8月31日時点で1件完了しております。

農業委員会運営事業でございます。定例で月1回、農業委員会を開催しておりまして、委員報酬や事務費等を支払う事業でございます。

以上、農政課の事務事業一覧でございます。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部からの説明を受けましたが、質疑のある方はいらっしゃいますか。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 10ページの上から四つ目の森林環境贈与税活用事業ですけれども、この中の2番目に書いてある森林資源解析業務委託というのは具体的にどのようなものでしょうか。

○委員長（白石卓也君） 八尋課長。

○農政課長（八尋優一君） 森林資源解析業務委託は、県のほうでレーザー測量をしておりますものですから、筑紫野市内、福岡県の中を。その筑紫野市だけのエリアの分をレーザー解析したものを、新たにと言いましょうか、どういった樹種がある、それから樹高がこれぐらいある、それから材積がどれぐらいあるという解析業務を行っておるところでございます。昨年から行っておりますものですから、今年が2年目という形になります。

以上です。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑のある方は。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） じゃあ、農政課の報告はこれで終わります。

審査の途中ですが、ここで委員会の会議時間の延長についてお諮りいたします。

委員会の審査のため、あらかじめ会議時間の延長を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 御異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。ありがとうございました。

続いて、どうぞ。部長。

○環境経済部長（野田清仁君） そうしましたら、続きまして、商工観光課の所管事業になります。資料は11ページ、12ページになります。

まず、労働金庫預託事業でございます。九州労働金庫に、中小企業に融資するための原資の一部として4月に預託いたしまして、年度末に返還させるものでございまして、現時点では融資の申請等はございません。

統計調査管理事業でございます。福岡県統計協会へ負担金を支払う事業でございまして、6月に負担金の支払いが完了しております。

統計調査員確保対策事業でございます。登録中の調査員に対して、次年度に行う統計調査への従事について意向を調査する、そういった事業を行います。今年度は1月頃、実施予定で進めております。

経済センサス調査区管理事業でございます。次回、令和8年になりますけれども、経済センサスの活動調査の実施に向けまして、開発等により変化する調査区管理の見直しを国県から調査資料受領後に実施する予定でございます。

続きまして、就業構造基本調査事業でございます。今年度実施する統計調査でございまして、10月1日を基準日として、国民の就業・不就業の状態を調査していくものでございまして、8月に調査員説明会を実施済みでございます。

続きまして、住宅・土地統計調査準備事業でございます。来年度の10月1日を基準日として行われる当該統計調査に関わる単位区設定を行うものでございまして、来年の1月頃に実施予定でございます。

中小企業融資預託・保証料補助事業でございます。市が指定する金融機関に対しまして、中小企業に融資するための原資の一部として4月に預託しまして、年度末に返還されるものでございます。また、本融資制度を利用して全額返還した中小企業に対しましては、保

証料の全額を補助する事業でございます。現時点で新規融資件数は5件、保証料補助件数は21件でございます。

物産振興補助事業でございます。市の物産を広める活動を行っているちくしの物産振興会の商品開発やPR事業等に対して補助を行うものでございまして、補助の交付申請書を受領後、補助金の交付を決定していく予定でございます。

続きまして、商工振興対策補助事業でございます。市内の中小事業者に対しまして、経営改善や経営指導、地域振興策への取組等を実施している筑紫野市商工会に対して行う補助事業でございます。こちらも、交付申請書受領後、補助金を交付する予定としております。

中心市街地活性化補助事業でございます。中心市街地活性化のためのイベント開催、また、情報提供発信等を実施しているまちづくりNPO法人ほっと二日市の活動に対しまして補助を行うものでございまして、7月に補助金の交付を行っております。

いきいき商工農フェスタ補助事業でございます。市内の商工業の活性化を図ることを目的に、当該事業を行う筑紫野市商工会に対して補助を行うものでございまして、交付申請書受領後、補助金の交付を予定しております。

空き店舗対策補助事業でございます。市が指定した地域、こちらは中心市街地活性化地域になりますけれども、西鉄二日市駅からJR二日市駅周辺までの間におきまして、1年以上入居者がいない空き店舗を対象としまして、そこで開業する事業者に対して家賃の一部を補助する事業でございまして、現時点で継続が3件、新規が1件ございました。

続きまして、紫プロジェクト推進事業でございます。地域振興や地域活性化を図ることを目的に、紫をキーワードとしたまちづくりの活動を行う筑紫野市商工会の取組に対して補助するものでございまして、交付申請書受理後、補助金の交付を行う予定としております。

続きまして、地域活性化商品券補助事業でございます。市内の消費拡大や地域経済の活性化を目的としまして、プレミアム付商品券を発行する筑紫野市商工会に対して補助を行うものでございます。現在、申込みが終了してございまして、現在、使用期間中でございます。7月から6か月間の使用期間となっております。補助金につきましては、補助金申請書受領後、補助金の交付予定としております。

観光施設管理運営事業でございますけれども、市の観光振興のため、観光施設の管理運営を図ることを目的に、委託料等を支出している事業でございます。

続きまして、天拝山観月会開催事業（市祭「天拝山観月会」補助）でございます。天拝

山観月会の開催を行うために組織する天拝山観月会実行委員会の活動費として補助を行うものでございます。交付申請書受領後、補助金を交付する予定としております。

二日市温泉藤まつり開催事業、市祭となります。二日市温泉藤まつりに対する補助でございます。二日市温泉藤まつりの開催のために組織する二日市温泉藤まつり実行委員会の活動費として補助金を交付するものでございまして、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大がありましたものですから、そちらの関連で開催を中止としております。

続きまして、基金積立事業（温泉地施設整備）でございます。入湯税の一部を原資といたしまして、温泉集中管理施設等の整備のために積立てを行っている事業でございます。

続きまして、観光振興対策補助事業でございます。市の観光振興のための中心的な役割を担っていただいております筑紫野市観光協会の活動に対して補助するものでございます。こちらも交付申請の申請書を受領後、補助金を交付予定としております。

続きまして、二日市温泉活性化事業でございます。二日市温泉の活性化を目的に、利用者を増やすため、御前湯利用割引券を9月下旬から1,000枚配布する予定としております。

雇用対策事業でございます。筑紫野市商工会やハローワークなどと連携しながら、ホームページやチラシの配架等で各種雇用に関する情報提供を行っておる事業でございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 11ページの一番下の紫プロジェクトの推進事業ですけど、これの効果がどんなものなのかということと、12ページの3番目、4番目のところですが、今年度は藤まつりは中止ということでしたし、観月会も規模を縮小というか、内容を縮小していると思うんですけど、執行状況としてはどうなのかということをお願いします。

○委員長（白石卓也君） 川口課長。（「委員長、これ、予算に対しての進捗状況を聞いているんでしょ。事業の内容とかそういうことを聞くんですか」と呼ぶ者あり）いや、進捗状況、それで説明が要るなら事業の……。 （「事業に対して、今現在こうって。これは物すごく参考になってますけど、事業の内容とかは別でしょ。それを聞きよったら切りがないんじゃない」「休憩中やろ」と呼ぶ者あり）いや、休憩中じゃないです、今。

休憩します。

休憩 午後5時08分

再開 午後5時09分

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

簡単に執行状況をお願いします。

川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） まず、紫プロジェクトの関係でございますが、現在、紫に関連する事業、累計83品目が開発されてございます。これらの商品をいろんな物産イベントなどで販売していただくことで、筑紫野市の物産振興に生かされていると考えております。

あと、藤まつり、観月会につきましては、特に藤まつりにつきましては、やむなくコロナのために中止をしてしまいましたが、観月会につきましては、コロナの進行状況を見ながら、できる範囲での事業をやるという形で、規模縮小ながら、実行委員会で知恵を出しながらやっているところでございます。

以上です。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） お手元の資料は13ページになります。

13ページ、こちらは上下水道料金総務課、それとあと上下水道工務課、一緒になっておりますけど、いかがいたしましょうか、一緒に説明させていただいてよろしいですか。

○委員長（白石卓也君） 一緒をお願いします。

○環境経済部長（野田清仁君） それでは、上下水道料金総務課、それと上下水道工務課、一緒に説明させていただきます。

まず、専用水道管理運営事業でございます。設置者が適切な維持管理を行うために、専用水道について設置者の届出の受理及び維持管理の指導並びに立入検査、改善指導を行っておる事業でございます。進捗率については42%済んでおるところでございます。

続きまして、汚水処理施設使用料徴収事業でございます。汚水処理施設使用料、これはむさしヶ丘団地の徴収業務でございます。処理施設は既に解体済みでございます。新規料金は発生しておりませんが、過年度の運営料金を徴収するために支出する名目予算で計上しております。

続きまして、水道水源開発・広域化事業でございます。水道企業団が実施する水道水源開発及び水道広域化事業等の当該年度建設事業費、また、残金償還分を出資金として支出する事業でございます。年2回の支出となります。前期分の支払いが終わっております。

続きまして、福岡地区水道企業団補助事業でございます。こちらは、水道企業団が水道水源開発及び水道広域化事業を行ったことによる企業債の利子償還分を補助金として支出する事業でございます。年2回の支出になります。前期分の支出を行っております。

山神水道企業団負担金事業でございます。地方公営企業職員に係る児童手当法に規定する児童手当の給付金に要する経費の一部を負担金として支出するものでございまして、年度末に支出する予定でございます。

続きまして、飲料水供給施設維持管理事業でございます。柚須原地区の飲料水給水施設の維持管理及び飲料水の水質管理を行うものでございまして、現時点で9%の進捗でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計繰出金事業でございます。農業集落排水事業特別会計の収支不足分について繰り出しを行うものでございます。年度末に支出する予定でございます。

下水道事業会計繰出金でございますが、総務副大臣通知による繰出金基準に基づき、下水道事業会計に繰り出しを行うものでございます。年3回行う予定としておりまして、現在2回分が済んでおります。

二日市中学校雨水流出抑制施設維持管理事業でございます。二日市中学校設置の雨水貯留施設の維持管理を行うものでございまして、実績では、下半期に行う予定としております。

農業集落排水施設維持管理費でございます。農業集落排水処理施設——処理場であったりポンプ、管路の維持管理を行うものでございます。

続きまして、公債費元金償還事務でございます。農業集落排水事業に係る起債について元金償還を行うものでございまして、年2回行うこととなります。9月、3月の償還月となっております。

続きまして、上下水道工務課になります。

水道施設建設事業でございます。水道の老朽管更新工事及び新設工事でございます。現在、工事13件を発注しております。

続きまして、下水道施設建設事業でございます。下水道老朽管更新及び新設工事でございます。現在、4件の工事発注を行っております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はいらっしゃいますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 二日市中学校の雨水貯留タンクというかな、あれは今後、地下河川ができたから必要ないごとなるんじゃないかなと思ったけど、どうなんやろうか。

○環境経済部長（野田清仁君） 二日市中学校のところですかね。

○委員（田中 允君） そうです、そうです。貯留槽があるやないですか。

○委員長（白石卓也君） 野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） 確かに田中委員言われますように、地下河川ができたことによって絶大な効果が現われているかと思います。浸水被害が物すごくなくなった、地域の皆さんも喜んでいただけるといふところであるのかなと思っております。

ただ、中学校でせっかく造った貯留施設でございますので、それをなくすとすると、その分の流出がすぐ、時間稼ぎができませんので、そういったものは有効活用しながら、最大限抑制に努めていきたいと考えております。よろしゅうございますでしょうか。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。

しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後 5 時16分

再開 午後 5 時23分
————— . ————— . —————

○委員長（白石卓也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、令和4年度建設環境委員会所管事務事業、最初に都市計画課から報告をお願いいたします。

森下部長。

○建設部長（森下義明君） それでは、出席している職員の紹介をさせていただきます。

まず、都市計画課長の轟でございます。

- 都市計画課長（轟 治峰君） 轟でございます。よろしくお願いします。
- 建設部長（森下義明君） 建築課長の永利でございます。
- 建築課長（永利啓次君） 永利です。よろしくお願いします。
- 建設部長（森下義明君） 維持管理課長の菊武でございます。
- 維持管理課長（菊武秀明君） 菊武です。よろしくお願いします。
- 建設部長（森下義明君） 区画整理課長の山田でございます。
- 区画整理課長（山田和成君） 山田です。よろしくお願いします。
- 建設部長（森下義明君） 土木課長の山田でございます。
- 土木課長（山田 学君） 山田でございます。よろしくお願いします。
- 建設部長（森下義明君） どうぞよろしくお願いします。
- 委員長（白石卓也君） じゃあ、森下部長。
- 建設部長（森下義明君） それでは、まず、1ページでございます。都市計画課のほうから、私から説明させていただきたいと思います。

まず、一番上でございます。企業誘致一般事務事業でございます。予算としては、旅費の予算を頂いているところでございます。現在ウェブ会議等で実施しておりますので、未執行でございます。

次に、都市計画審議会運営事業でございます。運営に当たります報酬旅費、費用弁償等の予算を預かっております。現在のところ審議案件がございませんので、都市計画審議会を開いておりませんので未開催でございます。

次に、建築確認申請事務事業でございます。セットバックに関わる測量事務、また、土地購入等の予算でございます。現在、セットバック1件の申請を受け付けているところでございます。

次に、ブロック塀等撤去費用補助事業でございます。危険ブロックの撤去費用の補助金でございます。現在、撤去に3件の申請を受け付けているところでございます。

次に、都市計画基礎調査事業でございます。業務委託料として予算を頂いているところでございます。現在、業者のほうに委託発注しておりまして、関係データの収集等を行っているところであります。進捗状況としては約30%の事業を進捗しているところでございます。

次に、大規模盛土造成地調査事業でございます。こちらについても業務委託の予算を頂いているところでございます。こちらについても業務委託のほうを発注しております。事前打合せ等を行いまして、現在、進捗としては約20%の進捗を見込まれているところでござ

ございます。

最後になりますが、土地取引届出事務事業でございます。こちらについては、消耗品等の予算を頂いているところでございます。こちらについては、まだ執行が終わっておりません。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 今、都市計画課の説明を受けましたけれども、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。

建築課、お願いいたします。

○建設部長（森下義明君） 続きまして、2ページをお開きください。よろしくお願ひします。建築課でございます。

まず、一番上の事業でございます。公共建築物中長期予防保全事業でございます。現在、公共施設の建物の状況を確認するために、定期点検及び劣化調査を実施しているところでございます。

次に、空家等対策事業でございます。空き家等の対策につきまして、現在、裁判所への予納金として事業を進めているところでございます。

続きまして、経済対策事業住宅改修工事補助事業でございます。こちらについては、住宅改修工事の補助を事業しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ただいま報告がありましたけれども、質疑のある方はいらっしゃいますか。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） 2番目の空き家対策のところですけど、裁判所の予納金というのは、具体的にどういう裁判対策なんでしょうか。

○委員長（白石卓也君） 永利課長。

○建築課長（永利啓次君） こちらは、今、相続財産管理人制度というのがございまして、空き家がありますが、そこに相続人がいらっしゃらない、誰も管理されていない空き家がございまして。そちらについては勝手に私たちが処分できませんので、その分で裁判所へ法的手続き行っております。その予納金として、今、支払いをしているところでございます。

以上です。

○委員長（白石卓也君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。

続きまして、土木課から報告をお願いします。

○建設部長（森下義明君） 3ページになります。土木課の予算でございます。

まず、一番上でございます急傾斜地崩壊対策事業でございます。こちらについては、測量設計の業務委託を予算化させていただいております。現在、業者のほうに委託発注いたしまして、現地のほうの調査測量を実施しているところでございます。

次、道路整備事業でございます。こちらについては、測量委託料、不動産鑑定料の予算でございます。急な事業等が発生する場合の事業費として組んでおりますが、現在はございません。

次に、天拝公園北道路整備事業でございます。こちらについては、工事請負費、用地取得費、建物等の移転費用でございます。現在、天拝公園の道路整備に向かって用地交渉を進めているところでございます。

次に、上原田地区環境整備事業でございます。こちらについては、宝満環境センターの条件整備事業を受けておりますが、まだ地元のほうの調整が終わっておりませんので、取りあえず、今現在、名目予算として預かっているところでございます。今後、事業進展が整った場合については、補正予算等に対応するところでございます。

次に、河川一般事務事業でございます。こちらについては、御笠川協議会負担金、また、県の河川協会負担金でございます。これについては、負担金のほうの支払いを今後進めていきたいと考えているところでございます。

同じように、街路一般事務事業でございます。こちらについては、街路事業の促進協議会の負担金でございます。こちらについても、負担金の申請が出てきた場合、負担金を納めるところでございます。

同じように、公園一般事務事業でございます。こちらについても、公園整備促進協議会のほうの負担金の予算でございます。

一番最後になりますが、公共土木施設災害復旧事業でございます。年内におきます大雨等で起こった災害等の事業でございます。設計測量委託と工事請負費でございます。現在、工事といたしましては、執行額としては2万9,820円でございます。しかしながら、今現在、大雨に伴いまして、土木協力組合等との調整をしながら災害復旧に努めているところでございます。ひいては、今週中には新たに公共災害復旧の査定を受けて、補助事業

をいただきながら事業を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） もう一回、単位、2万9,820円でよかったですか。2,900万じゃなくて。

○建設部長（森下義明君） 執行額は、旅費と消耗品の分しかまだ執行していないものですから。

○委員長（白石卓也君） 1,000円読み足りないのかなと思って。

○建設部長（森下義明君） いえ、間違いではございません。まだ2万9,820円しか使っておりません。

○委員長（白石卓也君） 分かりました。

質疑のある方はありませんか。

下成委員。

○委員（下成正一君） 先ほど説明を受けましたけども、天拝公園北側道路整備事業1億1,374万円は、用地買収、建物移転補償、一時造成ということになってはいますが、どの辺までなっているんですかね、用地買収とかその辺。全然まだ動きがないということですか。

○委員長（白石卓也君） 森下部長。

○建設部長（森下義明君） 現在、交渉中でございます。予算要求のときにも御説明しましたけど、ここには関係者2名の方を用地交渉、今回対象としております。2名の方、両方とも交渉しておりますが、1名の方はもう内諾をいただいているところでございます。まだ契約締結まで行っていませんので執行は止まっておりますが、もう契約締結寸前になっております。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） よろしいですか。

○委員（下成正一君） はい。

○委員長（白石卓也君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。

続きまして、区画整理課、お願いいたします。

森下部長。

○建設部長（森下義明君） 4ページになります。区画整理課でございます。まず、一番上段から説明させていただきます。

区画整理地区外工事事業でございます。区画整理の周辺の地区外の整備工事費用でございます。現在、切土盛土のほうの工事を実施しているところでございます。

次に、原田駅前土地区画整理事業でございます。以前の原田駅前の区画整理事業に伴います郵便料等を予算化させていただいております。動きはございません。

次に、筑紫駅西口土地区画整理事業でございます。予算としては、調査設計委託料、工事請負費でございます。現在、地区内の残っております工事完了に向けて、宅地造成等、道路築造工事、舗装工事を実施しているところでございます。

次に、筑紫地区まちづくり整備事業でございます。こちらについては、以前、筑紫駅前土地区画整理事業を縮小して、外れたといいますか、外の地域の事業整備でございます。工事請負費を予算化させていただいているところでございます。今現在、地区外になりますが、公園整備を進めるべく、入札準備を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ただいま区画整理課からの報告を受けましたけれども、質疑のある方はいらっしゃいますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 公園というのはどこの公園だったですかね。

○委員長（白石卓也君） 森下部長。

○建設部長（森下義明君） 場所で言いますと、筑紫交差点から、ヤクルト団地という団地があるほうに、以前、仮設倉庫の場所がございます。（「角のところ」と呼ぶ者あり）はい、角のところです。もう仮設倉庫が必要なくなりまして、解体が終わりましたので、その用地を公園整備という位置づけになっております。

以上です。

○委員長（白石卓也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） 質疑を打ち切ります。

続きまして、維持管理課からお願いいたします。

森下部長、どうぞ。

○建設部長（森下義明君） それでは、最後5ページになります。維持管理課の事業でございます。上から順番に説明させていただきます。

まず、自転車駐車場管理業務でございます。これは通年でやっている事業でございます。シルバー人材センターに委託している業務でございます。

次に、放置自転車対策事業でございます。これも通年事業で、シルバー人材センターのほうに放置自転車の回収を行っていただいている事業でございます。

次に、道路等付帯施設維持管理事業でございます。こちらについても通年事業で、主なものは、山神ダムの周辺の管理を行っていただいているところでございます。

次に、九州自然歩道維持管理事業でございます。これも通年で実施しているところでございます。

次に、大門高架下駐車場管理業務でございます。これについても通年で、駐車場の管理を行っていただいているところでございます。主に機械方式の駐車場管理をさせていただいておりますので、そのメンテナンス等の委託を実施させていただいているところでございます。

次に、道路維持管理（外部委託）でございます。こちらについては、運営管理業務の委託ということで、天心園様等に草刈り等を委託しているところでございます。

次に、道路維持管理業務でございます。こちらについては、道路管理に伴います草刈り業務、また、工事費等の予算を預かっているところでございます。

次に、公園維持管理業務……、すみません、一つ飛ばしました。河川維持管理業務でございます。こちらについても、工事の請負、また、河川等の草刈り業務等を発注する事業でございます。

次に、公園維持管理事業でございます。こちらについても、市内の公園の維持管理を行うための運営委託料でございます。草刈り等の委託等を発注しているところでございます。

次に、橋梁長寿命化促進事業でございます。橋梁の点検業務、また、点検に基づきました工事請負を発注しているところでございます。

次に、公園施設改修事業でございます。公園内の遊具等の改修工事を実施するものでございます。

次に、交通安全施設整備事業でございます。こちらについては、工事請負費の予算を頂きながら、交通安全、ラインであるとか、カーブミラーであるとか、そういうものの修理等をさせていただいているところでございます。

次に、建築確認セットバック事業でございます。こちらのほうについても、工事請負費の予算を頂いているところでございます。セットバックに伴います舗装等を発注するものでございます。

最後になりますが、天拝公園県有地買収事業でございます。こちらについては、天拝公園の周辺にありました県有地の買戻しでございます。こちらについては、もう本年度で支

払いが終わりまして、執行は全部終わっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はいらっしゃいますか。

西村副委員長。

○副委員長（西村和子君） すみません、ちょっと質問があんまりよくないかも分からないけど、5ページが一番下のセットバック事業なんですけど、ここは工事請負費ということに分かるんですけど、1ページのところにセットバックの補助がありますよね。これとの関係でいうと、この補助というのはどういうことなんですか。

○建設部長（森下義明君） 都市計画のところの分ですね。

○副委員長（西村和子君） はい。

○委員長（白石卓也君） 轟課長。

○都市計画課長（轟 治峰君） 都市計画のセットバックの補助につきましては、セットバックしていただくに当たりまして、どれだけ引けばいいのかという測量をさせていただいておりますが、その測量費等に係るものでございます。そして、維持管理課で計上してあります工事費につきましては、セットバックしていただいたところの最後の仕上げ、舗装工事を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（白石卓也君） 副委員長。

○副委員長（西村和子君） すみません、セットバックの補助のところ、1件で300幾らもかかるんですか。何百万も。

○委員長（白石卓也君） 轟課長。

○都市計画課長（轟 治峰君） これは予算額でございますので。例えば6件ぐらいとか出てまいりますので、1件当たり、例えば25万とか、測量費はそういう程度のものでございます。

以上でございます。

○副委員長（西村和子君） はい、分かりました。

○委員長（白石卓也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石卓也君） それでは、質疑を打ち切ります。

○建設部長（森下義明君） ありがとうございます。すみません、急いで話したもので

すから説明不足になろうかと思いますが、また何かお気づきの点がありましたら、声かけていただければすぐに説明に参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（白石卓也君） よろしく申し上げます。ありがとうございました。

〔執行部退室〕

○委員長（白石卓也君） これで本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして、建設環境常任委員会を散会いたします。

散会 午後 5 時42分